現	改定後
第1章 鳥取県の急傾斜地崩壊危険箇所の概要	第1章 概説
52章 計画編	第2章 調査・計画編
53章 調査編	第3章 排水工の設計・施工
54章 排水工の設計・施工	第4章 切土工の設計・施工
55章 切土工の設計・施工	<u>第5章</u> 植生工の設計・施工
56章 植生工の設計・施工	<u>第6章</u> 張工の設計・施工
57章 張工の設計・施工	第7章 のり枠工の設計・施工
38章 のり枠工の設計・施工	<u>第8章</u> 擁壁工の設計・施工
59章 吹付工の設計・施工	第9章 グラウンドアンカー工の設計・施工
510章 擁壁工の設計・施工	第10章 地山補強土工の設計・施工
511章 グラウンドアンカーエおよびロックボルトエの設計・施工	<u>第11章</u> 落石対策工の設計・施工
5.1.2章 落石対策工の設計・施工	第12章 その他の工種の設計・施工
513章 その他の工種の設計・施工	第13章 施設の維持管理
514章 施設の維持管理	第14章 資料編
5.15章 (参考) 設計計算例	第15章 諸通知等
516章 事務連絡等	77.1 0 1 HB 750/M 17
V = - 1	

行 現 改 定 後 第1章 鳥取県の急傾斜地崩壊危険箇所の概要 第1章 概 説 1.1 鳥取県の地形・地質 1.1 本技術指針の目的および適用 中略 斜面の崩壊は地形、地質、降雨、地下水等が複雑に関係しているため、その解明にあたっては現 地調査を含めた基礎的な調査が必要である。またこれら複雑な要因による斜面の崩壊を防止するた 1.2 急傾斜地崩壊危険箇所の分布 め、現在までに非常に多くの対策工法がとられている。 中略 本指針は今まで行われた工法、施工方法等をできるだけ統一、基準化しようとするものであるが、 斜面崩壊防止工事は施工箇所の地形、地質等の局地的な問題があり、この指針はあくまで標準的な もので、例えば数値などは標準値を示すものであり、計算を行った場合は当然その数値を採用する など、実施にあたってはここに示したものを参考として現場で確認のうえ、さらに創意工夫を加え ることが望まれる。 1.2 急傾斜地崩壊対策事業概要 急傾斜地崩壊対策事業は昭和42年7月に西日本に発生した災害を契機に開始された。この災害 では市街地の裏山あるいはがけが崩壊して多数の死者を出した。 このため昭和42年から予算措置で、昭和44年度からは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関 する法律」(以下「急傾斜地法」という。)により事業を推進している。 なお、がけ崩れによる災害を防止するために、急傾斜地法に基づくハード対策と同時に、崩土の 到達が予想される危険な区域における警戒避難体制の整備等ソフト対策を推進していくことが重 要であり、急傾斜地法において警戒避難体制の整備等が規定されていたが、「土砂災害警戒区域等に おける土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年に制定され同法に引き継がれた。 本技術指針の目的および適用、急傾斜地崩壊対策事業概要を追加。

現 行	改 定 後
	1.3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)
	1.3.1 急傾斜地法の目的
	し、及びその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の安定と国土の保
	全とに資する」ことを目的としている。(急傾斜地法第1条)
	_ 本法の目的は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することにある。ここで急傾斜地
	とは傾斜度が30°以上の土地をいう。(急傾斜地法第2条)
	1.3.2 急傾斜地崩壞危険区域
	_(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定
	急傾斜地崩壊危険区域とは、その指定によって法律が実際に働くようになる土地の区域をいうの
	であって、その効果として行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令、崩壊防止工事の施工等
	が行われることになっている。したがって急傾斜崩壊危険区域の指定は、この法律による急傾斜地
	崩壊対策の出発点となる。現在傾斜 30°以上、がけ高 5m 以上の崩壊するおそれのあるがけで、か
	つ保全対象人家戸数が5戸以上または5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のある地区
	を指定するようにしている。指定範囲基準を図1-1に示す。急傾斜地の崩壊により被害が生ずるお
	それのある範囲(被害想定区域)としては、急傾斜地の下端から当該急傾斜地の高さの2倍(概ね
	50m を限度)程度および急傾斜地の上端から急傾斜地の高さ(概ね50mを限度)程度とする。急
	傾斜地に隣接する誘発助長区域は、個々の急傾斜地において、制限行為を行うことにより当該急傾
	斜地の崩壊について有害な影響を与える範囲とし、急傾斜地の下端および上端から当該急傾斜地の
	高さ程度の範囲を目安とする。
	急傾斜崩壊危険区域の指定範囲は法令では定めがないため、鳥取県では、国の「急傾斜地崩壊危
	険箇所点検要領」(H11)に準じて、「急傾斜地崩壊危険区域編入調書作成業務特記仕様書」(第 14
	章参照)に基づき定めている。
	(2) 指定の対象となる土地の区域 参域対地が増加地区域
	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊
	により相当数の居住者その他の者に危険が生 関邦的限区域
	ずるおそれのあるもの、およびこれに隣接する 「Smill (Smill)
	土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、
	または誘発されるおそれがないようにするた 一一一一一一一一一一一一一一一
	め、有害行為を制限する必要がある土地の区域 が指定の対象となる。
	が指定の対象となる。 (あおな50mを視度とする)

現	改定後
	(3) 急傾斜地崩壊防止工事(都道府県営工事)の施行
	都道府県は、当該急傾斜地の所有者等または当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれの
	ある者が施行することが困難又は不適当と認められる場合には、急傾斜地崩壊防止工事を施行す
	る。(急傾斜地法第 12 条)
	したがって、県が防止工事を施工するには相当の理由が必要である。
	前述の「施行することが困難又は不適当」を例示すると、以下のとおりである。
	【例示】保全対象が多い、急傾斜地の高さが高い、高度な技術を要する、など。
	なお、人工斜面(人為的な要因により危険となった斜面)は、所有者等が自ら原因を作ったも
	のであることから、県が公共の利益のために公益の侵害が起こることを防止する理由が小さい。
	また、砂防法の「砂防指定地」、森林法の「保安林、保安施設地区」、地すべり等防止法の「地
	すべり防止区域」が指定されている場合には、急傾斜地崩壊防止工事は実施できない(区域指定
	は可能)。
	これは、他法令で区域指定されている土地については、それぞれの法律により急傾斜地崩壊対
	策が行われるためである。
	1.4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	(土砂災害防止法)
	(1) 制定の経緯
	平成 11 年 6 月 29 日に、梅雨前線の活動に伴う集中豪雨により、広島県、呉市を中心に土石流
	やがけ崩れが同時多発的に発生するという大災害が発生した。これを契機に、土砂災害の危険が
	ある土地におけるソフト対策の本格的な検討が開始され、平成 12 年 4 月に「土砂災害警戒区域
	等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)(以下、「土砂災害
	<u>法」という。)が成立し、翌年に施行された。</u>
	(2) 目 的
	土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命および身体を保護するため、土砂災害が発生する
	おそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、
	著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建
	<u>築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等を目的としている。このように土砂災害防</u>
	止法は、土砂災害防止に関するソフト対策を講じるための法律であり、急傾斜地法等の既存の事
	業関連諸制度と関連して総合的な土砂災害対策を講じることをねらいとしている。

現	行	改定後
		(3) 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定
		都道府県は、基本方針に基づき土砂災害により被害をうけるおそれのある区域の地形、地質、
		土地利用状況等の調査(基礎調査)を実施し、市町村の長に通知するとともに公表しなければな
		らない。また、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を指
		定する (図 1-2)。
		危害のおそれのある土地 著しい佐津のおそれのある土地 著しい佐津のおそれのある土地 (編編表37 (5mを相え る場合は59m)
		また、明らかに地形的条件が変化し、指定の事由がなくなったと認められる場合には速やかに
		見直しまたは解除を実施する。
		(a)土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
		_ 土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められ、_
		土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指す。急傾斜地の崩壊に
		<u>ついては、</u>
		イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
		ロ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
		ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍 (50m を超える場合は50m) 以内の区域
		が土砂災害警戒区域となる。土砂災害警戒区域に指定されると、以下のようなことが行われる。
		○市町村地域防災計画への記載
		○災害時要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制の整備
		────────────────────────────────────
		○

現	改 定 後
	$+\frac{b_d}{a}(1-\exp(-2aX/h_{sm}))$
	$@F_{sa} = \frac{\gamma h \cos^2 \phi}{\cos \delta \{1 + \sqrt{\sin(\phi + \delta) \sin \phi / \cos \delta}\}^2}$
	<u>ڪ ت</u> در ,
	$a = \frac{2}{(\sigma - 1)c + 1} f_b$
	$b_{u} = \cos\theta_{u} \left\{ \tan\theta_{u} - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan\phi \right\}$
	$b_d = \cos \theta_d \left\{ \tan \theta_d - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$
	F _{sm} : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部分に作用すると想定される力の
	大きさ (kN/m²)
	ρ_m : 土石等の密度 (t/m^3)
	g : 重力加速度 (m/S²)
	h _{sm} :急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動の高さ (m)
	H: 急傾斜地の高さ (m)
	$ heta_u$:急傾斜地の傾斜度(゜)
	X : 急傾斜地の下端からの水平距離 (m)
	σ:急傾斜地の崩壊に伴う土石等の比重
	c : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の容積濃度
	f _b :急傾斜地の崩壊に伴う土石等の流体抵抗係数
	φ : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の内部摩擦角 (°)
	<u>きさ (kN/m²)</u>
	h : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積高さ (m)
	γ : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の単位体積重量($= ho_{mg}$)(kN/m^3)
	<u>δ:擁壁の壁面摩擦角(°)</u>
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)を追加。	

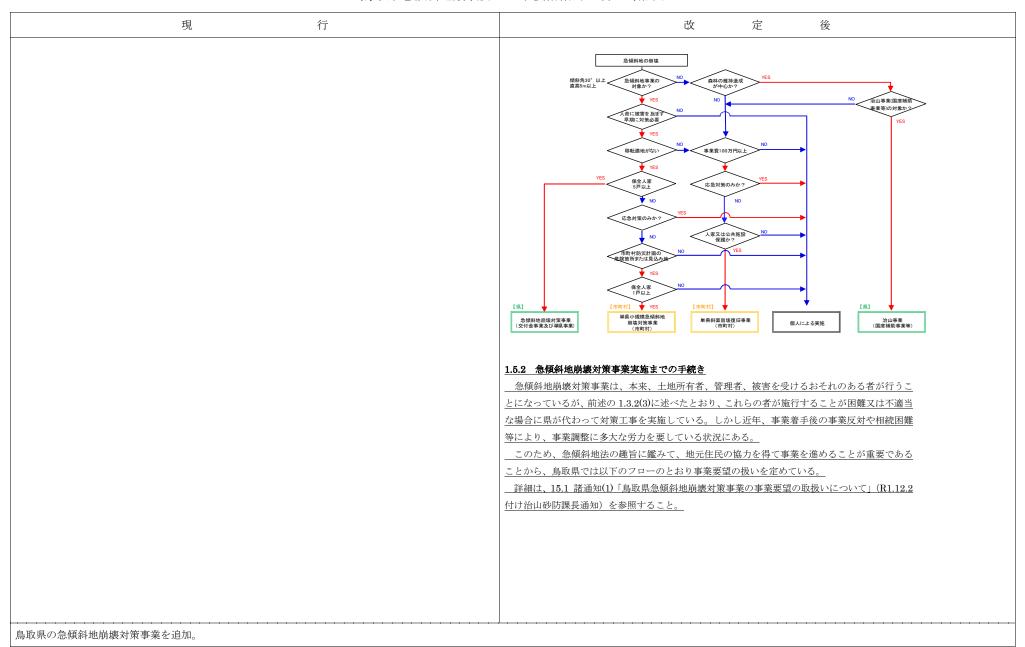
現	行	改定後
		土砂災害特別警戒区域に指定されると、以下のようなことが行われる。
		○特別開発行為に対する許可制:
		住宅地分譲や災害時要配慮者利用施設建築のための開発行為については、都道府県知事の許可
		が必要となる <u>。</u>
		○建築物の構造の規制:
		急傾斜地の崩壊に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなる
		よう、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用される。
		○建築物の移転等の勧告および支援措置
		①独立行政法人住宅金融支援機構の融資(家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要
		な資金の融資を受けられる)、②住宅・建築物耐震改修等事業による補助(危険住宅の除去等に要
		する費用および危険住宅に変わる住宅の建設に要する費用の一部が補助される)
		○宅地建物取引における措置:
		特定開発行為においては、県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買などの契
		約の締結が行えない。(宅建業法第33条、第36条) また、宅地建物取引業者は、当該宅地また
		は建物の売買などにあたり特定開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられ
		<u>3.</u>
		<u>(宅建業法第 35 条第 1 項第 12 号)</u>
		(4) 鳥取県における土砂災害警戒区域等の指定状況
		区域指定の公示図書等詳細情報は「とっとり Web マップ」で公開している。

現 行	改定後
	1.5 鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業
	鳥取県の実施する急傾斜地崩壊対策事業(以下、「事業」という。)では、事業成果として土砂災
	害防止法第9条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域を解除(一部解除を含む。)する
	<u>こととしている。</u>
	土砂災害特別警戒区域の指定は、基礎調査マニュアル (案) 急傾斜地の崩壊編 (平成 19 年 10
	月19日付第200700110036号)(以下、「マニュアル」という。)に基づいて実施していることから、事業で整備する対策施設により土砂災害特別警戒区域を解除するためには、マニュアル「3.3
	対策施設の効果評価 表 3.1」に該当する施設を整備する必要がある(第 15 章 諸通知等(3) 参
	照)。
	マニュアルに記載のない工法を採用せざるを得ない場合には、令和元年 12 月 18 日付治山砂防
	課長通知のとおり、業務委託の途中段階で治山砂防課との協議を行うこと。
	1.5.1 急傾斜地崩壊対策事業の事業区分及び事業区分選定フロー
	急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地法を根拠法としない鳥取県の斜面対策
	事業について、以下に事業区分一覧表及び事業区分選定フローを示す。
鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業を追加。	

現		改	定 表 1-1 事業区分一覧	後 	
	区分	急傾斜地崩壊 対策事業	<u>単県急傾斜地</u> 崩壊対策事業	単県小規模 急傾斜地崩壊 対策事業	単県斜面崩壊 復旧事業
		• 急傾斜地崩壊危	・補助対象となら	・県事業の対象と	・県事業及び単県
		険区域内の自然が	ない急傾斜地崩壊	ならない急傾斜地	小規模急傾斜地崩
		けに対し、急傾斜	危険区域内の自然	において、人家等	壊対策事業の対象
		地の崩壊による災	がけに対し、急傾	を保全し、県民生	とならない、荒廃
		害から県民の生命	斜地の崩壊による	活の安定に寄与す	林地及び急傾斜地
		を保護し、民生の	災害から県民の生	ることを目的とす	において行う 災
		安定と国土の保全	命を保護し、民生	<u>る。</u>	害復旧事業を促進
	事業目的	に質することを目	の安定と国土の保	(予防的工事)	<u>することにより、</u>
		的とする。	全に質することを		公共施設及び人家
		(予防的工事)	目的とする。		等を保全し、県民
			(予防的工事)		生活の安定に寄与
					<u>することを目的と</u>
					<u>する。</u>
					(予防的なものは
					除く)_
		急傾斜地の崩壊に	急傾斜地の崩壊に	鳥取県単県小規模	単県斜面崩壊復旧
		よる災害の防止に	よる災害の防止に	急傾斜地崩壊対策	事業交付要綱、実
	根拠法令	関する法律	関する法律	事業補助交付金要	施要領
		(S44.7.1 法律第	(S44.7.1 法律第	綱、実施要領	_(H17.4.31 施
		57 号)_	57 号)	(H24.8.1 施行)	行)
	施行主体	<u>県</u>	<u>県</u>	市町村	<u>市町村</u>
	施設管理	<u>県</u>	<u>県</u>	市町村	市町村
		法面工	法面工	法面工	山腹工
	事業内容	(斜面対策)	(斜面対策)	(斜面対策)	(斜面対策)
	<u> </u>				<u>渓流工</u>
					(谷止工等)
	施工用地	<u>有</u> (県が買収)	<u>有</u> (県が買収)	<u>有</u> (市町村が買収)	無 (個人所有) ※市町村の判断に よる

現	行			改	定	後	
		表 1・2 事業の採択基準					
		₽	<u>《分</u>	<u>急傾斜地崩壊</u> 対策事業	<u>単県急傾斜地</u> 崩壊対策事業	単県小規模 急傾斜地崩壊 対策事業	<u>単県斜面崩壊</u> 復旧事業
			斜面要件	高さ 10m 以上、 傾斜度 30 度以上 (要配慮者施設が存 する場合は「高さ 5m 以上」)	高さ 5m 以上、 傾斜度 30 度以上	高さ 5m 以上、 傾斜度 30 度以上	なし (※その他のいず れかに該当するも の)
			保全対象	10戸以上 (避難路又は要配慮 者施設が存する場 合は「5戸以上」)	5 戸以上 10 戸未満	1 戸以上 5 戸未満	1戸以上
			公共施設等	・主要公共施設 (官公署、学校、 病院等) ・避難場所	・主要公共施設 (官公署、学校、 病院等)	(・人家に含むもの) 避難場所、工場、 作業場、公民館、 学校、旅館、郵便局、 寺、病院など	・主要公共施設 (官公署、学校、 病院、鉄道、 道路、港湾等) ・共同利用施設、 重要な産業施設
		採択基準	その他	<u>・移転適地がない</u> こと	・移転適地がない こと	・移転適地がない こと	 ・1、2級河川の上 流流域箇所で下 流域に被害を与 えるもの。 ・耕地、ため池、用 排水施設 ・国庫補助に関連 して行うもの。 ・知事が必要と認 めるもの。
			事業費	7,000 万円以上 (避難路が存する場 合は「8,000 万円以 上」)	_	_	100 万円以上
			法指定の有無	有	有	<u>#</u>	無
		補	助率	1/2	_	1/2	1/2以内かつ市 町村負担と同額補 助
		<u>地</u> 元	<u> </u>	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定	市町村毎に決定
壊対策事業を追加。		L		<u>I</u>	<u> </u>	<u> </u>	1

現 行	改 定 後
	表 1・3 斜面高・保全人家戸数における事業区分
	斜面 直高 10m 以上 主満 5~10m 未満 5m 未満 事業 主体 月数 対応事業
	_
	【単県】 単県斜面崩壊復旧事業 (災害復旧対応のみ)
	1~4戸 【単県】 単県小規模急傾斜地 — 町 崩壊対策事業
	【単県】 対策要望斜 単県急傾斜地崩壊 面直下の保 対策事業 全家屋が 5 戸未満であっても一連の斜面で 5 戸以上なら 単県急傾斜 事業
	【交付金】 【単県】 急傾斜地崩壊対策事業(要配慮者施設が存する場合は「高さ5m以上」) ・ 援離路又は要配慮者施設が存する場合は「5戸以上」) 場合は「5戸以上」
-	



現	行	改定後
		事業実施までの手続きフロー
		①地域からの要望 ①要望地区代表(自治会長等)から、危険ながけ地の事業実施要望を市町村へ行う。
		※地区要望の方法については、各市町村の定める方法による。
		※この段階で市町村から県へ要望されたとしても、⑤の手続きが完了するまでは
		県は要望を受理しない。
		②市町村による調査 ②要望地区と市町村職員が、現地調査し事業の必要性、具体的な要望範囲、内容を
		<u> </u>
		※必要に応じて、各県土整備局・事務所が立ち会うものとする。
		※県が実施する急傾斜地崩壊対策事業は、土地所有者等が施行することが困難又
		<u>は不適当と認められるもののみ。</u>
		※県が実施する場合、原則として土砂災害特別警戒区域を解除する工法を採用
		<u> </u>
		※人工斜面の対策、小規模な斜面対策、水路整備等は対象ではない。
		③事業実施予定報告 ③市町村から県(各県土整備局・事務所)へ、地元要望の有無、内容、現地調査の
		結果を報告する。
		※申請に当たっては、採択要件、事業目的など県が実施する必要性を整理する
		<u>こと。</u> ① 県版 (必要に応じて要望地区住民、市町村職員が同席)は現地調査を実施し、
		CATION OF WINDS
		事業採択の可否 事業実施の必要性、事業採択基準の適合を確認し、市町村へ囲知する。 ※事業範囲、内容等を確認の上、県が実施する事業なのかを判断し、市町村へ
		通知するもの。
		※県が実施する対象とならない場合、必要に応じてアドバイスを行う。
		⑤住民説明会の開催 ⑤要望地区住民を対象に、急傾斜地事業の制度、手続き、土地利用規制など説明
		する説明会を開催する。
		<u>→ → → → → → → → → → → → → → → → → → → </u>

		めの防災教育を実施する。
		⑥地元から ⑥地区代表(自治会長等)は土地所有者、関係住民の事業実施の意見を確認し、事
		実施要望書提出 業関係者の同意書を添付の上で、市町村へ急傾斜事業の実施要望を行う。
		※要望地区から市町村への正式な実施要望。
		※同意書の取得範囲は、想定される保全対象者、斜面及び被害想定区域の土地所
		有者等全ての方が対象。
		<u>⑦市町村から</u> <u>⑦市町村は、関係書類をとりまとめた上で、各県土整備局・事務所へ実施要望を行</u>
		実施要望書提出 う。
鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業を追加。		

	改定後
	1.5.3 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金
	急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策事業では、受益者負担金制度が設けられている。(法第
	23条)
	鳥取県では、『地方財政法第27条の規定に基づく市町村負担金(分担金)』として個人負担分
	も含めて市町から徴収している。負担割合は、国通知 (H8.5.10 建設省河傾発第 10 号) に基づ
	き県議会の議決『土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金 (S34.3.20)』を根拠として
	いる。なお、個人負担の割合は各市町で別途定められている。
	急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金割合は以下の通りである。
	(1) 公共施設に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。
	公共施設に関連するとは、急傾斜地の崩壊による被害が想定される区域内に次号の一に該
	当する施設がある場合をいう。
	① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条第1号の河川および第3号の砂防設備。
	② 道路法第3条第1号の高速自動車国道、第2号の一般国道、第3号の都道府県道および第
	4号の市町村道のうち幹線市町村道および迂回路のないもの。
	③ 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設および軌道法第1条第1項に規定する軌道。
	④ 水道法第3条第8項に規定する水道施設。ただし、配水施設のうち同法第5条第1項第6
	号に規定する配水管を除く。_
	(2) 避難関連に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。
	避難関連に関するとは、急傾斜地の崩壊による被害が想定される区域内に市町村地域防災
	計画に位置付けられる避難路または避難場所がある場合をいう。
	(3) 災害弱者関連施設に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。
	災害弱者関連施設に関連するとは、急傾斜地の崩壊による被害が想定される区域内に児童
	福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設、医療提供施設ま
	たは幼稚園がある場合をいう。_
	(4) 大規模斜面に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。
	大規模斜面とは、高さがおおむね 30m 以上の斜面をいう。
	(5) 緊急改築に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。
	緊急改築に関連するとは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に
	よる急傾斜地崩壊危険区域内において、同法第 21 条の補助を受けて施工した急傾斜地崩壊
	防止施設のうち災害防止機能が不足する施設の改造を行うものをいう。
鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業を追加。	

現	行	改定後									
		(6) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施した箇所において、その後、おおむね2年間に									
		事業を施行する場合に、崩壊により家屋半壊以上の被害があった箇所において施行する、(1)、									
		(2) もしくは(3) に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の5%とし、その他の									
		事業に係る受益者負担金相当額は事業費の10%とする。									
		(7) (1)、(2) もしくは(3) でかつ(4) に関連する事業、または(1)、(2) もしくは(3) で									
		かつ(5)に関連する事業に係る受益者負担金相当額は事業費の5%とする。									
		(8) (1) から (7) 以外の事業に係る受益者負担金相当額は事業費の 20%とする。									
		表 1·4 (参考)受益者負担金割合一覧表									
		<u>項 目</u> <u>負担金割合</u> <u>備 考</u>									
		<u>大規模斜面</u> <u>10%</u> <u>(4)</u>									
		<u>緊急改築</u> <u>10%</u> <u>(5)</u>									
		<u> </u>									
		<u>その他</u> <u>20%</u> (8)									
		<u>大規模斜面</u> <u>5%</u> <u>(7)</u>									
		<u>公共施設避難</u> <u>緊急改築</u> <u>5%</u> <u>(7)</u>									
		<u>関連災害弱者</u> <u>災関フォロー</u> <u>(5)%</u> <u>(6)</u>									
		<u>その他</u> <u>10%</u> <u>(1),(2),(3)</u>									
		() は家屋半壊以上の被害があった場合。 ※「公共関連」とは、急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある区域(被害想定区域) 内に次号の一に該当する施設がある場合をいう。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条第1号の河川及び第3号の砂防設備。 ・道路法第3条第1号の高速自動車国道、第2号の一般国道、第3号の都道府県道ならびに第4号の市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの。 ・鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設および軌道法第1条第1項に規定する軌道。 ・水道法第3条第8項に規定する水道施設。ただし、配水施設のうち同法第5条第1項第6号に規定する配水管を除く。 具体的には表1.5に示す施設がある場合をいう。									
策事業を追加。											

	現	行			改 定 後
				:	表1-5 公共関連施設
			項目	内 容	具体的施設
			श्रेंग ॥	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法第3条第1号 の河川及び第3号の砂防設 備。	○1、2 級河川 ○準用河川 ○普通河川 (いずれも直高 1m 未満の小堤を除く) 上記河川にはいずれも維持管理上必要な堤防・護岸・水制・床止め・その他施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする海岸も含む。 ○砂防法が適用もしくは準用される・砂防設備・治水上砂防のため施設されたもの・または砂防法第3条第2号に規定による天然の河岸
			道路	道路法第3条第1号の高速 自動車国道、第2号の一般国 道、第3号の都道府県道なら びに第4号の市町村道のう ち幹線市町村道および迂回 路のないもの。	○高速自動車国道、一般国道 ○都道府県道 ○幹線(1、2 級) 市町村道 ○迂回路のない上記以外の市町村道
			<u>鉄</u> 道	鉄道事業法第8条第1項に 規定する鉄道施設及び軌道 法第1条第1項に規定する 軌道。	
			水道施設	水道法第 3 条第 8 項に規定 する水道施設。ただし、配水 施設のうち同法第5条第1項 第 6 号に規定する配水管を 除く。	・取水施設 ・
					O_{\circ}
鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業を	≥追加。				

行 玥 氹 定 後 2.1.4 地域計画における斜面の位置づけ 2.1.1 地域計画における斜面の位置づけ 急傾斜地崩壊対策の計画にあたっては、地域における当該斜面の位置づけを明確にしたう 急傾斜地崩壊対策の計画にあたっては、地域における当該斜面の位置づけを明確にしたうえ えで、斜面の災害に係る安全性をベースに地域の特性を考え、ふさわしい斜面のあり方を検 で、斜面の災害に係る安全性をベースに地域の特性を考え、ふさわしい斜面のあり方を検討す 討するものとする。 るものとする。 急傾斜地崩壊対策、防止工事の計画にあたり、まず、地域における当該斜面の位置づけについ 急傾斜地崩壊防止工事の計画にあたっては、まず、地域における当該斜面の位置づけを検討する。 この場合、斜面からの土砂災害を防止することが基本となるが、地域の特性に配慮した斜面のあり て検討する。この場合、斜面からの土砂災害を防止することが基本となるが、地域の特性に配慮 した斜面のある方を検討する。このように地域計画における斜面の位置づけは、がけ崩れ災害防 方を検討する。地域特性とは都市計画法上の位置付けや実際の土地利用状況のことであり、地域へ 止のために、防止工事を促進するとともに、地域における望ましい斜面として整合を図るもので の影響を考慮した施設配置、自然と融合が図れる施設の色彩といったものを配慮することとなる。 ある。 このように地域計画における斜面の位置づけは、がけ崩れ災害防止のために、防止工事を促進する とともに、地域における望ましい斜面として整合を図るものである。 地域の特性により配慮する事項を追加。

現 行 数 定 後

3.1 急傾斜地調査の目的

中略

ここで扱う調査とは斜面崩壊防止工事を行なうための調査で、危険斜面の判定、崩壊形態の想定、被災状況の想定、崩壊原因の推定、対象区域の決定、対策工の設計・施工のための調 査が主たる目的となる。

斜面の調査では、誘因となる降雨について、雨が地表に降ってからどのように集まり、それがどのような経路で斜面を流れ下るか、地下水としてはどのような経路で斜面のどの部分で地表に湧出するかということ(場合によっては、これ以外に地震によりどの程度の振動が発生するかということ)と、素因としての地形・地質・土質を調べることに主眼が置かれている。調査は現地踏査時の観察を中心に従来から地形・土質調査で用いられる方法が利用されている。これらの調査結果と従来の経験をもとに、崩壊形態の想定、崩壊危険度の予知・予測、環境の変化・保全、対策工の検討などに関して、できるだけ的確な工学的判断を下すという流れで進められる。この流れは作業過程および調査精度により一般に、

- ① 予備調査(資料調査および現地踏査による危険箇所点検調査)
- ② 本調査(現地精査および地盤調査)

中略

3.2 急傾斜地調査の種類および流れ

急傾斜地調査では予備調査、本調査を行うものとする。

斜面崩壊防止工事の設計・施工のための調査は主に予備調査・本調査からなり、内容的には計画段階の予備調査と設計段階の本調査に分かれるが、現地踏査等では同じような作業が双方の段階で行なわれており、必ずしもこれらは明確には区別し難いことが多い。これらの調査の流れを図3-1に示す。予備調査は一般に資料調査と現地踏査による危険箇所点検調査に分けられる。また、ここでは本調査はさらに2つに分けられ、主に対策工法の計画のためのもの、主に設計および施工法の検討のためのものであるが、この区分も明確なものではない。

2.1.3 目的および一般的留意事項

ここで扱う調査とは斜面崩壊防止工事を行なうための調査で、危険斜面の判定、崩壊形態の想定、被災状況の想定、崩壊原因の推定、対策対象区域の決定、対策工の設計・施工のための調査が 主たる目的となる。

斜面の調査では、誘因となる降雨について、雨が地表に降ってからどのように集まり、それがどのような経路で斜面を流れ下るか、地下水としてはどのような経路で斜面のどの部分で地表に湧出するかということ(場合によっては、これ以外に地震によりどの程度の振動が発生するかということ)と、素因としての地形・地質・土質を調べることに主眼が置かれている。調査は現地踏査時の観察を中心に従来から地質・土質調査で用いられる方法が利用されている。これらの調査結果と従来の経験をもとに、崩壊形態の想定、崩壊危険度の予知・予測、環境の変化・保全、対策工の検討などに関して、担当者ができるだけ的確な工学的判断を下すという流れで進められる。この流れは作業過程および調査精度により一般に、

- ① 予備調査(資料調査および崩壊基礎調査)
- ② 本調査(現地精査および地盤調査)

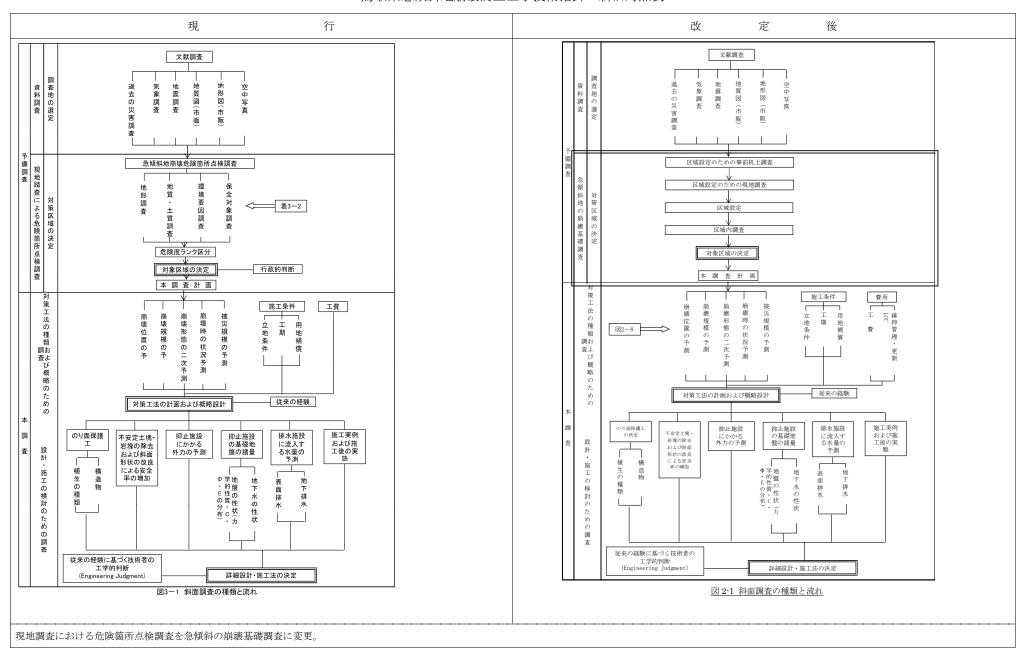
中略

2.1.4 調査の種類および流れ

急傾斜地調査では予備調査、本調査を行うものとする。

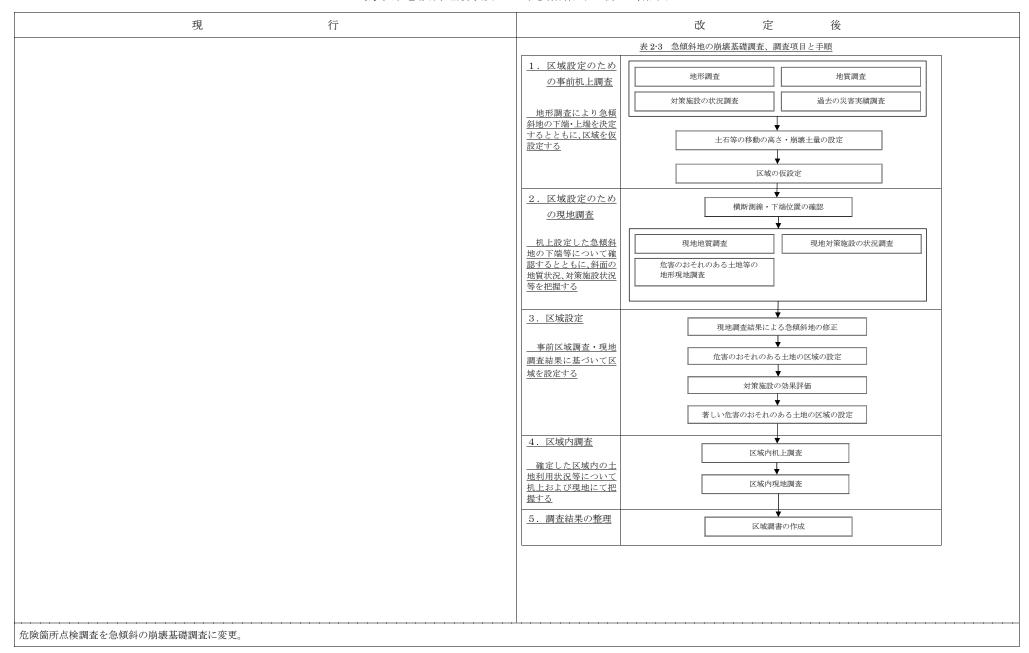
斜面崩壊防止工事の設計・施工のための調査は主に予備調査・本調査からなり、内容的には計画段階の予備調査と設計段階の本調査に分かれるが、現地路査等では同じような作業が双方の段階で行われており、必ずしもこれらは明確には区別し難いことが多い。これらの調査の流れを図2-1に示す。予備調査は一般に資料調査と<u>崩壊基礎</u>調査に分けられる。また、ここでは本調査はさらに2つに分けられ、主に対策工法の計画のためのもの、主に設計および施工法の検討のためのものであるが、この区分も明確なものではない。

現地踏査による危険箇所点検調査を崩壊基礎調査に変更。



行 玥 改 定 後 3.3.3 危険箇所点検調査 2.3 急傾斜地の崩壊基礎調査 危険箇所点検調査では、対象区域を決定するために現地踏査(概査)を行って、対象斜面 の概況や想定される崩壊形態を把握し、急傾斜地の崩壊危険度を把握するものとする。 急傾斜地の崩壊基礎調査は、「基礎調査マニュアル(案)急傾斜地の崩壊編 平成19年10月 危険箇所点検調査は、前の資料調査をもとに現地踏査を実施して対象斜面の特性を整理し、 (二訂版)」に基づき実施する。 崩壊危険度を判定するものである。原則として5年ごとに全国一斉に実施されている。また、 下表に、調査の項目と手順を示す。 この調査は1:5,000~1:2,500 地形図を用い、地形や地質情報あるいは崩壊に対する情報を調 査票として整理するもので、対象斜面の概況、危険度、崩壊位置や形態などが明らかになる ため、本調査計画立案にとって貴重な基礎資料となる。 調査は、建設省(現国土交通省) の「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」(平成2年)にし たがって実施するものである。 調査項目は以下のとおりである。 地形要因 傾斜度、斜面の高さ、斜面方位、斜面形状、横断形状、遷急線 ② 地質·十質要因 地表の状況、表土の厚さ、地盤の状況、岩盤の亀裂、斜面と不連続面の傾斜関係、断層・ 破砕帯 ③ 環境要因 植生の種類、樹木の樹齢、伐採根の状況、調査斜面および近隣斜面の崩壊履歴と状況、湧 水、対策工上部の状況、斜面上部の土地利用状況 保全対象 人家戸数、公共的建物、公共施設等。 調査結果は、調査票および調査位置図、写真に整理する。

危険箇所点検調査を急傾斜の崩壊基礎調査に変更。



現	改定後					
2.2.6 工法選定の具体的な流れおよび主な着眼点	2.7.2 工法分類および工法選定の一般的基準					
一般の自然斜面は、地形および地質条件等が非常に複雑であり、対策工を選定する場合もケー						
バイケースで対応せざるをえないのが実態である。参考のために図 2-1 に示した工法選定のフ	中略					
ーチャートのほか図 2・2 に工法選定の概念図をまとめた。						
しかし、実際の工法選定では、場合によっては図のとおりではスムーズに作業が進められない	(2) 工法選定の一般的基準					
ともあるので、適用にあたっては詳細な判断をする等、十分留意する必要がある。また、表 2-2						
は崩壊形態別に工法選定のための主な着眼点と、一般によく用いられる工種を整理した。また、	中略					
2.3、表 2.4 にのり面保護工の選定の目安を示した。						
	(iii)工法選定の具体的な流れおよび主な着眼点					
	一般の自然斜面は、地形および地質条件等が非常に複雑であり、対策工を選定する場合もケ					
	ースバイケースで対応せざるを得ないのが実態である。参考のために図 2-5 に示した工法選定					
	のフローチャートのほか図 2.6 に工法選定の概念図をまとめた。					
	しかし、実際の工法選定では、場合によっては図のとおりではスムーズに作業が進められな					
	いこともあるので、適用にあたっては詳細な判断をする等、十分留意する必要がある。また、表					
	2-10、表 2-11 には崩壊形態別に工法選定のための主な着眼点と、一般によく用いられる工種を					
	整理した。また、表 2-12、表 2-13 にのり面保護工の選定の目安を示した。					
	(iv) 工法選定の具体的な流れ (補足)					
	急傾斜地崩壊防止工事を計画するにあたっては、安全性、耐久性、施工性、周囲の環境などを					
	<u>考慮して、有効、適切な工法を選定しなければならない。ここで、経済性や施工性のみに特化し</u>					
	た計画とすべきではなく、安全性、耐久性などを十分考慮した計画とすべきである。					
	また、急傾斜地崩壊防止工事は人家裏山で施工されることから、工事完成後は再度、重機が斜					
	面に近づくことは難しく、維持管理性も重要な要素である。					
	_「1.5 鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業」に記したとおり、土砂法の制定により、対策は土砂災					
	害特別警戒区域(以下、レッド区域という)の解除が必要条件である。レッド区域の解除が可能					
	な工法は以下のとおりであり、条件に応じて選定する。_					
	(1) 斜面全体の対策 (30°以上の斜面を 5m 未満とする)					
	① 切土工及び法面保護工 (のり枠等) による安定化対策					
	② 法面保護工及び抑止工 (グラウンドアンカー工や地山補強土工)					
	_(2) 待受型の対策					
	① 待受擁壁、背後斜面対策なし					
	② 待受擁壁及び背後斜面を法面保護工等で保護 (土砂量を軽減)					

工法選定の具体的な流れ(補足)を追加。

現	行	改 定 後
		工法選定において、一般には図2-5工法選定のフローチャート及び図2-6工法選定の概念図に示
		こととなる。このとき、長大斜面を理由に工事費が大きくなることが想定される場合などは、待
		受型の対策 (待受式コンクリート擁壁工など) と比較検討する。
		一般形と待受型の比較検討において、経済性により待受型の対策が有利となるような場合で
		も、上述のとおり、後の崩土撤去といった維持管理性を考慮すれば、一般形の対策を選定するこ
		とが適当だと考えられる場合もある。
		体豆型の41/467~~1、471、Mでの内内をお除上1、12、Mでで埋上15(10/10/10/2011)とマット 2、1 2が日上
		待受型の対策については、斜面の安定を考慮すれば、斜面下端より人家側に設けることが望ま
		しい。斜面内に設けることとなるのは、人家と斜面が近接してスペースがない場合、施工時の安
		全対策として仮設防護柵等の設置スペースが取れない場合などが考えられる。このとき、人家軒
		先(宅地と斜面との境界)をコントロールして施設配置する。急傾斜地崩壊防止工事により宅地
		造成はしてはならない。
		また、斜面の内外いずれに施設配置することになろうと、必要最小限の施工機械や施工スペー スを考慮した施設配置とするべきである。施工性を過大に重視して大型重機ありきで計画すれ
		なる場合に他故能値とするべきとめる。他工法を個人に重視して人生重機のすると計画すれ ば、不必要な切土が発生することとなり、崩壊を助長することになりかねない。
		は、小砂安な切上が完生することとなり、朋家を切戻することになりがなない。 特受型施設の背後の切土斜面については、無処理(安定勾配切土に植生工などレッド区域の解
		特支至地域の直接の切上計画については、無処理(女定内配切上に他主工などレクト区域の所 除とはならい工法)、または一般形の対策を計画して残斜面を減じる場合の比較検討が考えられ
		<u> </u>
[法選定の具体的な流れ(補足)を追加。		

	現	行		改	定後
			2.9.1 総説		
			#	略	
			1	MD	
			ここで特に注意すべき	点は、ほとんどの場合、環境対象	策にはすべての人を同等に満足させるよ
			うな手法があるわけでは	ない、という事実である。とりれ	わけ、景観の考え方は十人十色といって
			も決して過言ではないほ	ど個人によって異なるため、十分	分な議論を尽くして最大公約数となるよ
			うな計画を立案する必要	がある。	
			なお、鳥取県において	は鳥取県景観形成条例(平成 19	年鳥取県条例第 14 号) 第 20 条第 1 項
			の規定により、鳥取県公	:共事業景観形成指針を定めている	<u>5.</u>
			県の公共事業の実施に	当たっては、必要に応じて鳥取県	具景観審議会、鳥取県景観アドバイザー、
			関係市町村、住民等に意	見を聞くものとしている。特に、	景観評価の対象事業については、事業の
			各段階で景観形成に関す	る方針や具体的対策をとりまとり	め、県民の意見や第三者の意見を求める
			ものとする。対象事業以	外の公共工事においても、できる	る限りそれに準じた手法により景観評価
			を実施するものとする。	-	
					評価の対象となる。ただし、景観行政団
					針」という。)等を別に定め、それより小
					こは、当該市町村内で行われる事業につ
				かる規模以上のものを対象とする	<u></u>
			-		「則としてすべて景観評価の対象とする。 な従事業、周囲の見細形やによって影響
					修繕事業、周囲の景観形成に与える影響 たいな策重器、 四倍思郷証価は はなず自居
				一切な事業変更、外観変更を伴われる づく環境影響評価の対象事業につ	ない修繕事業、環境影響評価法及び鳥取
			<u> </u>	: フ、 塚児別晋叶川の 凡家事未に .	ovicia, coppy o ciavio
				表 2-14 景観評価対象	事業
				景観評価を義務付ける	参考:
			事業の種類	対象事業	鳥取県公共事業環境配慮指針
			急傾斜地、雪崩防止、	計画区域面積が1ヘクタール	計画区域面積が1~クタール
			山腹工事	以上の事業	以上の事業
公共事業景観形成指針の	ラフナン・ウカn		L.		

3.1 子倫房金の目的および種類 中路 中路 中路 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	現 行						Ş			定		包			
This	予備調査	2.1	10.2	調査											
東京															
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学					中略										
中略						₹	₹ 2-16	地盤の重	動的特性	の動的は	北盤調	杳法(現地調査	:)	
E			Т						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 2301131				, 	
世		区分	<u>₹</u>	種別		変形	断変 形係	ソン	反力 係数		Vs	Vp	振動 特性 (卓 越周	密度	
地 物理探					_						0	0			
数型探															
所的疾動 所的疾動 一		地表	也	型探 査 共振 (起	去				0	0			0		
Ref		査	Ĕ	常時微動									0		
A			7						0						l
フリー 一				PS検層							0	0			
(Rith) 日本 (Rith) (Rith)				測定							0	0			
リンカ (Rix) (Rix) 常時微動 測定法 ・サウンディング 原位置 (A) (水平) 1 水敷 (新試験) 日 和内動蔵 (市試験) 日 (日) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		ボー	ド 物 I								0				l
グ 刊度 調度法 サウンディング コートの制蔵 市試験 ローローローローローローローローローローローローローローローローローローロー)	(RI法)											
査 原位置 孔内水平 就験 報荷試験 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		1 1	ゲ	測定法									0		l
査 原位置 孔内水平 裁削 □ <t< td=""><th></th><td>内調</td><td>in the second</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		内調	in the second												
(荷試験) コープ		查	至 原						0						
・○印 は直接求まるもの、□印は間接的に求まるもの。				孔内動載 荷試験					0	0					
		注)		○印 は直接求ま	るもの、□	印は間接的	りに求まる	もの。			クリュ ー	ウエイ	卜貫入試験	等がある。	

 現	行		ţ	定 定	後
		2.11 設計参考図書 各工法の設計は、本指針およ 示す図書を参考とすること。	とび「新・斜	面崩防止工事の設計と	実例 参考編」の他、下表に
			表2	-18 参考図書	
		<u>書 名</u>	発行年月	著者または発行所	適用
		道路土工要綱 (平成21年度版)	<u>H21.6</u>	(社)日本道路協会	排水工
		道路土工-切土工・斜面安定 工指針(平成21年度版)	H21.6	(社)日本道路協会	排水工 切土工 植生工 張工 摊壁工 グラウンドアンカー工 地山補強土工 落石対策工
		道路土工-擁壁工指針 <u>(平成24年度版)</u>	H24.7	(社)日本道路協会	<u>擁壁工</u>
		落石対策便覧	H29.12	(社)日本道路協会	落石対策工
		<u>のり枠工の設計・施工指針</u> <u>(改訂版第3版)</u>	<u>H25.10</u>	(社)全国特定法面 保護協会	のり枠工
		地山補強土工法設計・施工 マニュアル	<u>H23.8</u>	(社)地盤工学会	<u>のり枠工</u> <u>地山補強土工</u>
		<u>切土補強土工法設計・施工</u> 要 <u>領</u>	<u>H19.1</u>	(株)高速道路総合 技術研究所	<u>グラウンドアンカー工</u> <u>地山補強土工</u>
		グラウンドアンカー設計・ 施工基準,同解説	<u>H24.5</u>	(社)地盤工学会	グラウンドアンカー工
		グラウンドアンカー設計施 エマニュアル	H25.7	(社)日本アンカー協会	グラウンドアンカー工

4.1.1 目的、種類および一般的留意事項

斜面崩壊の主な要因としては降雨、湧水、地下水がある。斜面に降った雨水や斜面周辺から流入する表面流水によって斜面が侵食されたり、地中に浸透した水によって土中の間隙水圧が上昇し、また地盤の強度が低下したり、含水による地盤の重量増等により斜面の安定が損なわれたりする。また砂質の斜面では地中に浸透した水により、パイピングによる局部崩壊とその進行により斜面が崩壊することもある。さらに二次的なものとして、斜面地山の凍結融解や湿潤乾燥の繰り返しによる風化の促進等の影響もある。

排水工はこのような、斜面の安定を損なう可能性の大きな地表水・地下水を速やかに集めて斜面 外の安全なところへ排除したり、地表水・地下水の斜面への流入を防止することで斜面の安定性を 高めると同時にのり面保護工、擁壁工等の他の崩壊防止施設の安定性を増すことを目的として用い られる。

3.1.1 目的、種類および一般的留意事項

斜面崩壊の主な要因としては降雨、湧水、地下水がある。斜面に降った雨水や斜面周辺から流入する表面流水によって斜面が侵食されたり、地中に浸透した水によって土中の間隙水圧が上昇し、また地盤の強度が低下したり、含水による地盤の重量増等により斜面の安定が損なわれる。また砂質の斜面では地中に浸透した水により、パイピングによる局部崩壊とその進行により斜面が崩壊することもある。さらに二次的なものとして、斜面地山の凍結融解や湿潤乾燥の繰り返しによる風化の促進等の影響もある。

排水工はこのような、斜面の安定を損なう可能性の大きな地表水・地下水を速やかに集めて斜面外の安全なところへ排除したり、地表水・地下水の斜面への流入を防止することで斜面の安定性を高めると同時にのり面保護工、擁壁工等の他の崩壊防止施設の安定性を増すことを目的として用いられる。

なお、鳥取県の急傾斜地崩壊対策事業では、待受擁壁の前面水路等の流域改変を伴わない排水 工の流末は宅内排水等の直近の水路に接続することを基本とする。

急傾斜地崩壊対策での排水工の下流端の接続位置を追加。

4.1.4 水路等の断面の検討

一般に斜面背後の集水面積が広い場合には地表水排除工、特にのり肩排水路工、小段排水路工、縦排水路工、谷止工などの水路の断面等の設計に際しては集水域からの流出量を求め、この値から必要な水路の断面を検討することが望ましい。一般に水路等の断面は土砂などの堆積を考慮して流出量より20%程度余裕をもった断面とするが、特に豪雨の際に多量の土砂が流出するおそれのあるのり面や、点検・清掃などが困難な箇所や、勾配が急で水路内へ小さな障害物(小石、枯枝等)が侵入しやすく、これらの障害物により跳水が生じやすいところでは、さらに十分な余裕をもたせる必要がある。

3.1.4 水路等の断面の検討

一般に斜面背後の集水面積が広い場合には地表水排除工、特にのり肩排水路工、小段排水路工、縦排水路工、谷止工などの水路の断面等の設計に際しては集水域からの流出量を求め、この値から必要な水路の断面を検討し、既設の流末処理可能な水路へ接続することが望ましい。一般に水路等の断面は土砂などの堆積を考慮して流出量より20%程度余裕をもった断面とするが、特に豪雨の際に多量の土砂が流出するおそれのあるのり面や、点検・清掃などが困難な箇所や、勾配が急で水路内へ小さな障害物(小石、枯枝等)が侵入しやすく、これらの障害物により跳水が生じやすいところでは、さらに十分な余裕をもたせる必要がある。

なお、水路の最小断面は B300×H300 とする。接続する既設水路の断面が流下能力を満たさないときは改修を検討するものとするが、その際、改修した水路は従前の管理者へ引き継ぐことを基本とする。

水路の最小断面および接続する既設の水路の取り扱いを追加。

行 現 後 改 定 4.1.5 雨水流出量の計算 3.1.5 雨水流出量の計算 中略 中略 (ii)流水係数 (f) の決定 (ii)流出係数(f)の決定 流水係数(f) は集水区域内の地表面の状態、傾斜、土質、降雨の継続時間などによって異なる 流出係数(f)は集水区域内の地表面の状態、傾斜、土質、降雨の継続時間などに よって異なるが、一般には表 3-2 に示す値を標準値として用いればよい。通常の斜 表 4-2 流水係数 (f) 面では0.7以上を用いる場合が多い。 切上のり面 平坦な耕地 0.5 山地河川地域 0.8 なお、流域内に複数の地形が混在する場合は、加重平均により流出係数を求める 0.9 等の方法もあるが、流域内の代表的な地形の値を採用してもよい。 急峻な山地 平地小河川地域 0.7 湛水した水田 緩い山地 0.7 市街地 半分以上平地の大河川 表 3-2 流出係数 (f) 起伏ある山地および森林 森林地域 地域 0.6 0.3 0.6 切上のり面 平坦な耕地 0.9 0.5山地河川地域 0.8 が、一般には表 4-2 に示す値を標準値として用いればよい。通常の斜面では 0.7 以上を用いる場合が多い。 急峻な山地 0.8 湛水した水田 0.8 平地小河川地域 0.7 緩い山地 市街地 0.7 0.7 半分以上平地の大河川地域 0.6 起伏ある山地および森林 0.8 森林地域 0.3

複数の地形が混在する場合の流水係数の設定方法を追加。

|--|

4.1.5 雨水流出量の計算

中略

(iv) 確率降雨強度 (rn) の決定

決定した降雨確率年 (n) に基づき、確率降雨強度は原則として対象斜面付近のいくつかの雨量 観測所 (気象台、測候所、土木事務所、学校等) の雨量資料より求める。また土木事務所単位など であらかじめ求められている場合はそれを用いる。ただし確率雨量を用いずに既往最大雨量を用い る場合もある。

3.1.5 雨水流出量の計算

中略

(iii) 降雨確率年 (n) の決定

排水施設の設計に重要なのは設計降雨強度のとり方で、どの程度の頻度で発生する降雨を対象にするかによって降雨強度のとり方も異なってくる。設計降雨強度は構造物の重要度、設計流量以上の流水量が生じた場合の危険度の大きさ、経済性などを考慮して決める。

表 3-3 道路区分による選定基準(参考) ※道路土工要綱より抜粋

道路の種別	高速自動車道路			
計画交通量	<u>及び</u>	一般国道	都道府県道	市町村道
(台/目)	自動車専用道路			
10,000 以上	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>
10,000~4,000	<u>A</u>	<u>A,B</u>	<u>A,B</u>	<u>A,B</u>
<u>4,000~500</u>	<u>A,B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B,C</u>
500 未満	=	=	<u>C</u>	<u>C</u>

表 3-4 排水施設別採用降雨確率年の標準(参考) ※道路土工要綱より抜粋

分 類	排水能力の高さ	降雨石	雀率 年		
<u>万 與</u>	万 類 排水能力の向き		(ロ)		
<u>A</u>	高い		10年以上(ハ)		
<u>B</u>	一般的	3 年	7 年		
<u>C</u>	<u>低 い</u>		5 年		

注)(イ)は路面や小規模なのり面等、一般の道路排水施設に適用する。

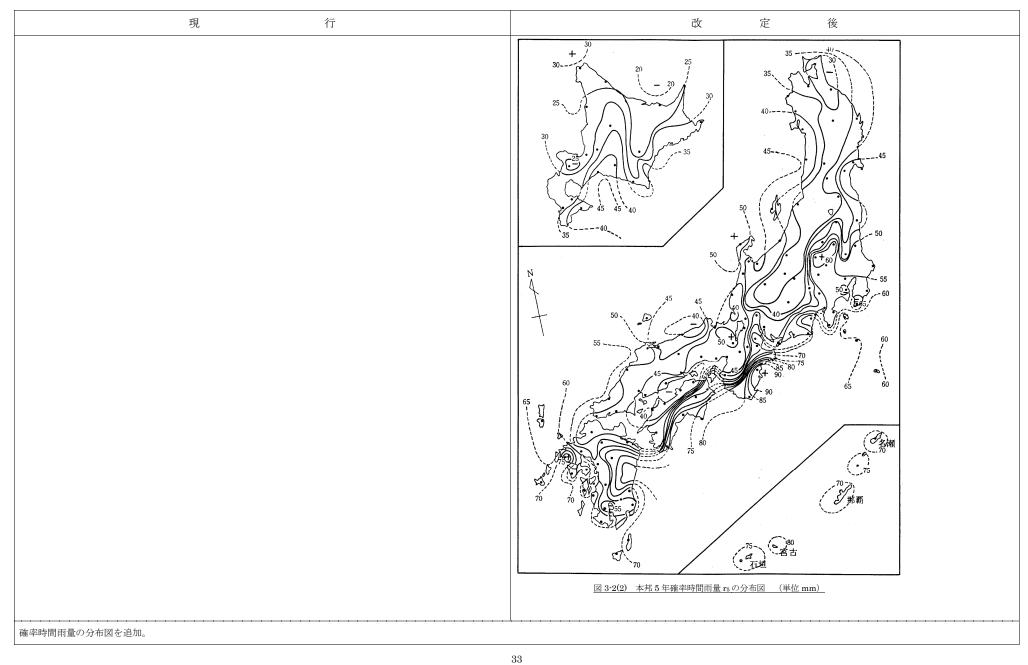
- (ロ) は長大な自然斜面から流出する水を排除する道路横断排水工、平坦な都市部で内水排除が重要な場所の道路横断排水工等、重要な排水施設に適用する。
- (ハ) 道路管理上、構造上重要性の高い沢部の盛土等の道路横断排水工については30年程度とする のがよい。

鳥取県では、一般的な排水施設においては、表 3·3 及び表 3·4 を参考として 3 年確率を標準とする。なお、斜面湧水が特に多い、谷水の流入が特に多いなど特別な事由がある場合には、理由を整理した上で一つ上の確率年(5 年)を採用してもよい。

降雨確率年の設定方法を追加。

現	改定後
4.1.5 雨水流出量の計算	3.1.5 雨水流出量の計算
中略	中略
(iv) 確率降雨強度 (rn) の決定 決定した降雨確率年 (n) に基づき、確率降雨強度は原則として対象斜面付近のいくつかの	(iv) 確率降雨強度 (rn) の決定 決定した降雨確率年 (n) に基づき、確率降雨強度は原則として対象斜面付近のいくつかの
雨量観測所(気象台、測候所、土木事務所、学校等)の雨量資料より求める。また土木事務所	雨量観測所(気象台、測候所、土木事務所、学校等)の雨量資料より求める。また土木事務所
単位などであらかじめ求められている場合はそれを用いる。ただし確率雨量を用いずに既往	単位などであらかじめ求められている場合はそれを用いる。ただし確率雨量を用いずに既往
最大雨量を用いる場合もある。	最大雨量を用いる場合もある。
参考までに、確率雨量図の一例を図 4-2 に示す。	参考までに、確率雨量図の一例を図 3-2 に示す。
	鳥取県では、「河川計画の手引き」(H26.8 鳥取県) に記載の近傍観測所の降雨強度式によ
(v) 雨水到達時間 (t) の決定	<u>り求める</u>
中略	(v)雨水到達時間(t)の決定
しかし t は一般に過去の経験から斜面長に応じて長大な急斜面で 10~30 分、一般の斜面	中略
で 3~10 分程度をとってもよい。	
	しかし t は一般に過去の経験から斜面長に応じて長大な急斜面で 10~30 分、一般の斜面で
	3~10 分程度をとってもよい。
	鳥取県では、t は斜面長に応じて長大な急斜面で 10 分、一般の斜面で 3 分とする。ただし、
	特別な事由がある場合は、理由を整理した上で(3.1)式を用いて t を算出する。

	現	行	改 定 後
			20 20 30 40 40 40 40 40 40 40 40 40 4
確率時間雨量の分布図を追加。			



現 行 改 定 後

4.4.2 構造物裏込め部の排水

中略

(iii) 重力式コンクリート擁壁における排水の留意点

擁壁の裏には排水層として、図 4-34 のように切込砕石等を壁に沿って設ける。この排水層で集水した水は水抜き孔で擁壁前面に排除する。水抜き孔は一般に擁壁背面の排水層下端に内径 7.5 cm 程度の硬質塩化ビニール管を 3 m に 1 箇所以上の割合で設置する。

なお排水層の厚さ、水抜き孔の位置、間隔、その他の寸法は現場の状況に応じて検討する 必要がある。

(iv) 石積擁壁およびコンクリートブロック擁壁における排水の留意点

石積糠壁およびコンクリートブロック糠壁の背面の水は必ず糠壁表面に排除し、排水不良 のため糠壁が破損することのないようにしなければならない。

水抜き孔には内径 7.5 cm程度の硬質塩化ビニール管などが用いられる。数は 3 ㎡に 1 箇所以上の割合で設置する。

(v) 待受擁壁における排水の留意点

待受擁壁は降雨時にはそのポケット内に背後斜面からの流水がとどまり斜面内部や擁壁 基礎に悪影響を与えるので、速やかに近くの水路に排除させなければならない。

水抜き孔は 7.5 cm程度の水抜き孔を 3 ㎡に 1 箇所以上の割合で設置する。湧水・浸透水の多い場合は必要に応じて数量を増す。

擁壁の縦排水は壁内部に切り込んで設け、プレート板でふたをする。

3.4.2 構造物裏込め部の排水

中略

(iii) 重力式コンクリート擁壁における排水の留意点

擁壁の裏には排水層として、図3・35のように切込砕石等を壁に沿って設ける。この排水層で集水した水は水抜き孔で擁壁前面に排除する。水抜き孔は一般に擁壁背面の排水層下端に内径7.5 cm程度の硬質塩化ビニール管を2~4m²ごとに1筒所個以上の割合で設置する。

なお排水層の厚さ、水抜き孔の位置、間隔、その他の寸法は現場の状況に応じて検討する 必要がある。

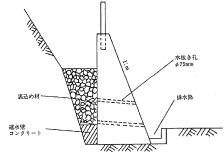


図 3-35 重力式コンクリート擁壁における排水例

(iv) 石積擁壁およびコンクリートブロック擁壁における排水の留意点

石積擁壁およびコンクリートブロック擁壁の背面の水は必ず擁壁表面に排除し、排水不良 のため擁壁が破損することのないようにしなければならない。

水抜き孔には $_{0}$ 75mm 程度の硬質塩化ビニール管などが用いられる。数は $2\sim4$ m²に 1 個以上の割合で設置する。

(v) 待受擁壁における排水の留意点

待受擁壁は降雨時にはそのポケット内に背後斜面からの流水がとどまり斜面内部や擁壁基 礎に悪影響を与えるので、速やかに近くの水路に排除させなければならない。

水抜孔は ϕ 75mm 程度の水抜孔を埋戻コンクリート(又は張コンクリート)上面に 3m に 1箇所程度以上の割合で設置するものとする。湧水・浸透水の多い場合は必要に応じて数量を 増す。

擁壁の縦排水は壁内部に切り込んで設け、プレート板で蓋をする。

重力式コンクリート擁壁における水抜き管の設置基準を変更。

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表 現 行 改 定 後 5.1 総 説 4.1 総 説 5.1.1 目的および一般的留意事項 4.1.1 目的および一般的留意事項 斜面崩壊防止工事のなかでも、切土工は最も基本的で重要な工法である。斜面を構成している不 斜面崩壊防止工事のなかでも、切土工は最も基本的で重要な工法である。斜面を構成している 安定な土・岩塊を切り取ってしまうこと、あるいは斜面を安定な勾配まで切り取ることは、崩壊を 不安定な土・岩塊を切り取ってしまうこと、あるいは斜面を安定な勾配まで切り取ることは、崩 防止するうえで最も確実な工法と言える。 壊を防止するうえで最も確実な工法と言える。 切土部の斜面の表面は、侵食、落石、崩壊が再発しないように現場の状況をよく考慮して、裸地 切土部の斜面の表面は、侵食、落石、崩壊が再発しないように現場の状況をよく考慮して、裸 状態で放置することなく、表層の侵食防止、風化防止を目的としたのり面保護工を施工する。これ 地状態で放置することなく、表層の侵食防止、風化防止を目的としたのり面保護工を施工する。 らに用いる工種としては、植生工、コンクリート張工、コンクリートブロック張工、石張工、のり これらに用いる工種としては、植生工、コンクリート張工、コンクリートブロック張工、石張工、 枠工、モルタル吹付工、コンクリート吹付工などがある。 のり枠工、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、連続長繊維補強土工などがある。ただし、こ れらのり面保護工の単独施工においては原因地対策として効果のある施設として評価されない ものがあるため留意すること。(R1.12.18 付治山砂防課長通知参照) 以下に原因地対策として評価されないのり面保護施設の例を記す。 安定勾配切土工 植生工 モルタル吹付工 連続長繊維補強土工 のり面保護工の単独施工において原因地対策として評価されないのり面保護施設の例を追加。 5.2.2 切土のり勾配 4.2.2 切土のり勾配 切土高および切土後ののり勾配は、表 5-1 を標準とする。表 5-1 は一般的な土質・地質に対する標準値を示したもの 切土高および切土後ののり勾配は、表 4-1 を標準とする。表 4-1 は一般的な土質・地質に対す あり、下記の斜面については特に注意して安定度の検討を行い、のり勾配を決定する。ただし、施工中の切土のり勾配 る標準値を示したものであり、現地の地形・地質、安定した斜面ののり勾配、土質調査結果等から ついては労働安全衛生規則5-2) 第356条,第357条を参考とする。 総合的に判断し、適切に設定する。

切土のり勾配の設定の留意事項の追加。

	現	行	改定後
			6.3.1 コンクリート張工の設計
			(1) コンクリート厚
			コンクリート張工は、岩盤斜面やのり面にコンクリートを打設し、岩盤の風化を防ぐととも
			に補強する保護工であり、厚さは 50cm を標準とする (図 6·3 参照)。厚さの決定は地山の状
			態、のり高、のり勾配および凍結の有無等を考慮して決定すべきであるが、非常に厚くしなけ
			ればならないような地山の条件が悪い場合には、土圧を考慮したもたれ擁壁工および地山補
			強土エやグラウンドアンカー工の併用などとの適否を十分に検討することが必要である。コ
			ンクリートの打設に際してはよく締まったものを用い、1 回の打設高さ 2~3m程度までとす
			వ .
ンクリート厚の標準の数々	値を変更		

現 行 改 定 後

7.3.1 コンクリート張工の設計

中略

(3) 配筋および補強

中略

一般に 1:1.0 程度の勾配には無筋コンクリート張工が用いられ、1:0.5 程度の勾配には鉄筋あるいは鉄骨コンクリート張工が用いられる。また、地山との一体化を図るためにすべり止め鉄筋あるいはすべり止めのリブを設けることもある。すべり止め鉄筋は原則として $1\sim4$ ㎡に 1 本、打込深さはコンクリート厚の $1.5\sim3$ 倍が多い。またリブを設置する場合、横リブは直高 5m 以内に 1 ケ所の割合で設け、水平になるようにすることが望ましい。

型枠の取り付けがむずかしい場合や急勾配 (1:0.5~0.3) のとき、土圧などが作用しない条件で、溝形鋼や山形鋼、H 形鋼等を用いて型枠を固定することがある。ロックボルトやグラウンドアンカー工を併用する場合は、張工に応力が作用するので、構造計算を行って、厚さ、鉄筋の配筋などを決定する必要がある。

6.3.1 コンクリート張工の設計

中略

(3) 配筋および補強

中略

型枠の取り付けがむずかしい場合や急勾配 $(1:0.5\sim0.3)$ のとき、土圧などが作用しない条件で、溝形鋼や山形鋼、H 形鋼等を用いて型枠を固定することがある。地山補強土工やグラウンドアンカー工を併用する場合は、張工に応力が作用するので、構造計算を行って、厚さ、鉄筋の配筋などを決定する必要がある。

アンカー筋は異形棒鋼 φ 22 mm、打ち込み深さ 1.0m を 1 本/1~2 m²を標準とする。

【参考 1】

張コンクリートでのアンカー筋は、応力計算を行うアンカー筋ではなく、地山と一体化することが目的である。 すなわち接面のずれからの風化を防止するものである。

参考として異形棒鋼のせん断耐力からアンカーピッチを検討すると下表のようになる。

表 6-1 アンカー間隔 1本/m²

張コンクリー	張コンクリー	鉄筋径とアンカー間隔			
<u>ト厚</u> (cm)	<u>ト重量</u> (t/㎡)	<u>D16</u>	<u>D19</u>	<u>D22</u>	<u>備考</u>
<u>t=30</u>	<u>W=0.71</u>	<u>1.5</u>	2.0	<u>3.0</u>	$\frac{D16}{S = As \cdot Tsa = 1.608}$
<u>t=50</u>	<u>W=1.18</u>	<u>1.0</u>	<u>1.5</u>	2.0	$\frac{D19}{As = 2.272}$
<u>t=80</u>	<u>W=1.88</u>	Ш	<u>1.0</u>	<u>1.5</u>	$\frac{D22}{As = 3.040}$

アンカー筋の標準値および参考資料を追加。

現	改 定 後
	As: 鉄筋断面積
	$\frac{S}{W} \ge T \times $ 力一間隔
	また、引張耐力からアンカー長(1)を検討すると
	$\frac{D22mm}$ の場合 引張耐力 $T=As \cdot \sigma sa=6,080kg$ $\frac{(\sigma sa=1,600kg/cm^2)}{(\sigma sa=1,600kg/cm^2)}$
	鉄筋とモルタルとの付着応力度 τ oa=14kg/ cm² とすると
	$\underline{To = U \times \tau oa = 6.91 cm \times l \times 14 = 96.74 \times l}_{\text{(kg)}}$
	モルタルと軟岩の付着応力度 τ oa'=10kg/c㎡、削孔径を 35mm とすると To!= // γ σσσ!= 11 0 σm γ //γ 10 = 110 γ // (kg)
	$To' = U \times \tau oa' = 11.0cm \times l' \times 10 = 110 \times l'$ (kg) $To = T \text{ b \times b = 1 = 63cm}$
	To'=T から l'=55cm
	<u>よって、70cm 程度が最少となる。</u>
アンカー筋の標準値および参考資料を追加。	

現行	改 定 後
現	世 後 1
	①圧縮応力度の検討 $Q (せん断力) = 2.73t \qquad M=P \cdot h=5.25t \cdot m$ $Z = \frac{bd^2}{6} = \frac{15 \times 85^2}{6} = 18,062 cm^3$ $A = bd = 15 \times 85 = 1,275 cm^3$
	$=31.2kg/cm^{2}or-26.9kg/cm^{2}<53kg/cm^{2}\times1.5(短期)$
アンカー筋の標準値および参考資料を追加。	0.175m

行 玥 改 定 後 8.1.1 目的および一般的留意事項 7.1.1 目的および一般的留意事項 斜面の崩壊防止工事としてよく用いられる抑制工には植生工、のり枠工、吹付工、ブロック張工等に 斜面の崩壊防止工事としてよく用いられる抑制工には植生工、のり枠工、吹付工、ブロック張 よるもの、またこれらの組み合わせによるものがある。このうち、のり枠工は湧水を伴う風化岩などの 工等によるもの、またこれらの組み合わせによるものがある。このうち、のり枠工は湧水を伴う 長期にわたる安定が若干疑問と思われるのり面に現場打ちコンクリートやプレキャスト部材によって枠 風化岩などの長期にわたる安定が若干疑問と思われるのり面に現場打ちコンクリートや吹付モ を組み、その内部を植生、コンクリート張工等で被覆することによってのり面の風化、侵食の防止をす ルタル、プレキャスト部材によって枠を組み、その内部を植生、コンクリート張工等で被覆する るとともに、のり面表層の崩壊をも抑制することを目的としている。 ことによってのり面の風化、侵食の防止をするとともに、のり面表層の崩壊をも抑制することを のり枠工はロックボルトやグラウンドアンカーを併用し、小~中の抑止効果が期待できる。 目的としている。 のり枠工は地山補強土工の芯材やグラウンドアンカーを併用し、小~中規模の崩壊抑止対策 のり枠工の一般的留意事項は、 ① 最近では環境の面から積極的に植生工をとり入れることが望ましいとされている。したがって、 の支承構造物として機能させる。 周辺の環境を考慮して設計・施工を行う。なお、のり枠内に植生工を検討する場合には本編第6章 のり枠工の一般的留意事項は、 を参照されたい。 ① 最近では環境の面から積極的に植生工をとり入れることが望ましいとされている。した がって、周辺の環境を考慮して設計・施工を行うが、地域住民の意見も確認のうえ、維持管 理を含め総合的に方針を決定する。なお、のり枠内に植生工を検討する場合には本編第5章 を参照されたい。 植生工を採用する場合にあっても、維持管理面を考慮し、法尻から 2 枠(人の背丈)程 度、もしくはのり枠前面に待受重力式擁壁がある場合は、その壁高程度をモルタル吹付工等 で施工する。

のり枠の下段はモルタル吹付工等で施行することを追加。

現	行	改 定 後
		7.1.3 のり枠工下部の構造 ①斜面上部が 0° ~20° の場合 ・防護柵の防護対象が中詰めのみの場合には、原則として防護柵は設置しない。ただし、環境 条件・地質条件等から枠内等からの崩壊を特に考慮する必要がある場合等はこの限りではない。また、斜面上部に転石が存在し、落石が危惧される場合には落石対策便覧によって適切に設計を行うこと。 (落石防護柵を設置する場合の例)
		図7-2 法枠下部工の構造 (0° ~20°) の例 ②斜面上部が 20° ~30° の場合 ・上部が 20° ~30° の場合は斜面として考えポケット高 H を 1m 確保し、また防護柵は最低を H=1.50m と考え、落石対策便覧によって適切に設計を行うこと。 ・埋戻しは原則として良質土とする。 ・法枠と基礎の開下面構造は吹付時の作業性 (ノズルの角度)、維持管理 (崩落土の排土)、点検、排水等を考慮して決定すること。 ・ポケットの底幅については現場の状況において決定すること。
		カード
		図 7·3 法枠下部工の構造(20°~30°)の例
のり枠工下部の構造を追加。		

	現	行	改定後
(4) 特内接水 中語、近年ルラル等(信生素料除く)の場合は、「健参の係工業等により地水バイブが禁止る」及び「排水化 対路を含えれる。等の可能性が低いためバイブ方式の基合の正面図) (人切り方式の場合の正面図) (人切り方式の場合の正面図) (人切り方式の場合の正面図) (人切り方式の場合の面面図) (水切り方式の場合の面面図) (水切り方式の場合の面面図) (水切り方式の場合の面面図) (水切り方式の場合の面面図) (水切り方式の場合の面面図)			
中語」が受みら等(操生基分解く)の場合は、「植物の渡ら業等により排水ベイブが訴求る」及び「神水炎の 作品受食される。等の可能性が強いたかパイプ力大な充生とし、水切り方式の場合は正確なした。 様々はおより、 様々はより、 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々はない。 様々ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 様ない。 はない。 様ない。 はないない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はないない。 はないない。 はないない。 はないない。 はないない。 はないない。 はないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない			
(パイプ方式の場合の正面図) (パイプ方式の場合の正面図) (パイプ方式の場合の正面図) (パイプ方式の場合の正面図) (パイプ方式の場合の話面図) (パイプ方式の場合の話面図) (パイプ方式の場合の話面図) (パイプ方式の場合の話面図) (パイプ方式の場合の話面図) (パイプ方式の場合の話面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図) (水切り方式の場合の新面図)			中 計工がモルタル等(植生基材除く)の場合は、「植物の落ち葉等により排水パイプが詰まる」及び「排水先の枠
(パイプ方式の場合の正面図)			内が浸食される」等の可能性が低いためパイプ方式を基本とし、水切り方式の採用は、初期投資 及び長期的な経済
(パイプ方式の場合の断面図) (水切り方式の場合の断面図) 様枠 内 (中誌工) 枠内 中誌工 地山 地山 水切り			性や供用期間中の管理の確実性等を総合的に検討した上で特に必要がある場合に限ること。
(バイブ方式の場合の断面図) (水切り方式の場合の断面図) 横枠 内 (中誌工) 枠内 中誌工 地山 地山 水切り			(パイプ方式の場合の正面図) (水切り方式の場合の正面図)
株 内 (中誌エ) 報格 内 (中誌エ) 様格 内 (中誌エ) 体内 (中誌エ)			
様枠 内 (中結工) 地山 様枠 地山 地山 様科 地山 状切り			
横枠 内 (中語工) 横枠 内 (中語工) 様内 内 (中語工) 様内 中語工 地山 地山 水切り			
(パイプ方式の場合の断面図) (水切り方式の場合の断面図) 横枠 内 (中語工) 横枠 内 (中語工) 横枠 内 中語工 地山 横枠 水切り 水切り 水切り 水切り 水切り			
(パイプ方式の場合の断面図) (水切り方式の場合の断面図) 横枠 水切り 株内 中諸工 地山 地山 水切り 水切り 水切り 水切り 水切り			
(パイプ方式の場合の断面図) (水切り方式の場合の断面図) 横枠 パイプ 検内 中語工 地山 地山 地山 水切り			
(パイプ方式の場合の断面図) (水切り方式の場合の断面図) 横枠 横枠 水切り 中話工 地山 地山 水切り			
横枠 横枠 水切り 中詰工 枠内 中詰工 地山 地山 水切り			
横枠 横枠 水切り 中詰工 枠内 中詰工 地山 横枠 地山 水切り			
横枠 横枠 水切り 中詰工 枠内 中詰工 地山 横枠 地山 水切り			
横枠 横枠 水切り 中詰工 枠内 中詰工 地山 横枠 地山 水切り			
枠内 中語工 枠内 中語工 枠内 中語工 地山 地山 地山 水切り			(パイプ方式の場合の断面図) (水切り方式の場合の断面図)
枠内 中語工 枠内 中語工 枠内 中語工 地山 地山 地山 水切り			
枠内 中語工 枠内 中語工 地山 地山 地山 水切り			7//
横枠がパイプ 水切り			枠内中詰工枠内中詰工
			横枠
図 7.6 枠内排水(参考図)			
			図 7.6 枠内排水(参考図)
枠内排水を追加。	株内排水を 迫加		

行 現 氹 定 後 8.3 吹 付 枠 工 7.3 吹 付 枠 工 吹付枠工法は金網やダンボール、プラスチックなどの材料を用いた型枠で地山の形状に順応 吹付枠工法は金網型枠を、地山の形状に順応させて張り付けてコンクリート(現場打コンクリ させて張り付けてコンクリート(現場打コンクリート枠工に比べ空隙が多くなるなどの不安要 ート枠工に比べ空隙が多くなるなどの不安要素がある)またはモルタルを直接吹付けて造成す 素がある)またはモルタルを直接吹付けて造成するものである(図8-4参照)。のり面の状態に るものである(図7-4参照)。のり面の状態に応じて枠の交点に鉄筋、地山補強土工の補強材、 応じて枠の交点に鉄筋、ロックボルト、グラウンドアンカー等の工法を併用して地山との一体化 グラウンドアンカー等の工法を併用して地山との一体化を図る。 を図る。 吹付枠工と現場打コンクリート枠工については、それぞれの特徴があるのでそれらを考慮し 吹付枠工と現場打コンクリート枠工については、それぞれの特徴があるのでそれらを考慮し て選定しなければならない。 て選定しなければならない。 のり枠を切土法面に施工する場合やのり枠に抑止工を併用する場合など収縮の集中が予想される 場合には、10m間隔程度を基本として横梁中央部に目地を設ける。ただし、凹凸の多い自然斜面や法 面では、目地の効果が期待できないことが多いため目地を設けない。(※) (※)『のり面保護工に関する質疑応答集』((社) 全国特定のり面保護協会、H12.5 月改訂、p.54) によれば、「コンクリート構造物は収縮するので目地を設けたほうが望ましいが、凹凸の多いのり面 などでは、一定間隔に目地を設けても凹凸や地山との摩擦抵抗により収縮が目地に集まることが少な い。これは、のり面の形状によってひび割れは不定に分散され、目地の効果が期待できないことが多 いためであり、吹付枠工では一般に目地を設けないことが多い。目地を設けるならば、 $5\sim10$ m間隔 で横梁の中間に設置するのが一般的である。」とされている

吹付枠工の目地の設置基準を追加。

現 行 改 定 後

10.1.4 擁壁工のための調査

(1) 概 説

中略

表 10-2 土質調査と設計諸定数

			土	質 調	査	注1)			原位置記	験 注2)	調査頻度
構造物	外圧 (出	圧)の計算	地盤支持	持力の計算	安定性	性の検討	圧密沈	下の検討	基礎支持 安定性	力の計算、 払の検討	注3)
推壁	量y 世人断定数 c, ф 土圧係数 Kri K.	土質は験名 単位体質重量は験 三軸圧縮試験 一軸圧縮試験 ・ 地の中部は 数など 土の中部は 数など 土の中部は 数など 土の中部は 数など 土の中部は 数など 土の中部は なが、 生の方類に なが、 変を利用し て推定)	設計定数 せん断定数 c, ↓ 許容支持力 度 q _a	土質は験名 三軸田榴は 験 軸圧縮は 験 準質人 試験 修準質人 はより 推定) など 土の神のための 土質のための 土質の分類 類のための 土質の方数の ための 土質を にしの分類 でも 、質を にして を に に を に に に に に に に に に に に に に に に	設計定数 せ人旅定数 C', \$\phi\$ 未着力 c 単位体積重 量 y	土質は験名 三軸工程は 一軸工程は 験など 単位体積重 量が験	設計定数 田緒賞数 Cc 任密定数 C· C· Th	土質試験名 自然含水比 試験 試験生現界試 験 圧密試験	反力係数 k 地盤の支持 力	土質は験名 横方は低値 別にはりませる) (くいる) (もは主要をはいる) (主たは主験をしている。 (または主要をしている。 (または主要をしている。 (重なしている。) (重なしている。 (重なしている。) (重なしなしな。) (重な。) (重なしな。) (重なしな。) (重なしな。) (重なしな。) (重なしな。) (重なしな。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (重なし。) (揮撃延長 40~50㎡ご 1箇所程度

注 1) これらの土質試験は主にボーリングによる不攪乱試料のサンプリングによって行われるが、地形・地質等が特に複雑な場合は土層の強度に関する成層状態等を確認するためボーリング孔の中間位置でサウンディングを実施することもある。

- 注2) 地下水位、地盤高(標高)の測定は、いずれの構造物も実施すること。
- 注3) 調査はできるかぎり段階的に進めることが望ましく、その結果地形・地質等に変化がある場合には、それぞれの中間位置でも 実施する。
- 注 4) せん断定数 (c, φ) を求めるための試験方法については、現地の土の種類、含水比、排水条件、施工条件により選定する。
- 注5)「道路工 擁壁・カルバード・仮設構造物工指針」10-1)による。

8.1.4 擁壁工のための調査

(1) 概 説

中略

表 8-2 擁壁設計における土質調査と設計諸定数

	地盤調査			調	査結果の利	用		oldinala 1 or
	試験名 (注1)	主な調査結果	土圧の 計算	基礎の 支持力	全体 安定	沈下	液状化	設定する 設計諸定数
	含水比試験	自然含水比 Wn				0		
	液性限界・塑性 限界試験	コンシステンシー指数 W _L , W _P 塑性指数 I _P				0	0	初期間隙比 e ₀ 圧縮指数 Cc 等
	粒度試験	粒径加積曲線 細粒分含有率 F _C 平均粒径 D ₅₀					0	
土		土の工学的分類	〇 (注4)	0				土圧係数 K _A , K ₀ , K _P 許容支持力度 q _a
質試験	突固めによる土 の締固め試験	最大乾燥密度 ρ d max 最適含水比 W _{opt}	0					裏込め材料の単位 体積重量γ _t
注	土の湿潤密度試 験	湿潤密度 ρ t	0	0	0		0	単位体積重量 γ t
	圧密試験	圧縮指数 Cc 圧密係数 Cv 体積圧縮係数 mv 圧密降状応力 Pc e-logP 曲線				0		
	一軸圧縮試験	一軸圧縮強さ q _u		0	0			粘着力 c
	HII/III IPNIIX	変形係数 E ₅₀		0		0		地盤反力係数 k,, k
	三軸圧縮試験	強度定数 c, φ 変形係数 E ₅₀	0	0	0	0		地盤反力係数 k,, k
	土の電気化学試験	pH、比抵抗、可溶性塩 類の濃度						电磁仪刀际效 K _v , K
原位 標準貫入試験 平板載荷試験 (直接基礎)	標準貫入試験	N値	〇 (注5)	0	0	0	0	強度定数 c, φ 地盤反力係数 k _v , k _l
	(直接基礎)	極限支持力 Q 。 地盤反力係数 K。		0		0		強度定数 c, ф 地盤反力係数 k _v , k _l
試験	孔内水平載荷試 験(杭基礎)	変形係数 Eb		0				地盤反力係数 k _v , k _l
	地下水調査	地下水位	0	0	0	0	0	
	調査頻度	(注3)		長40~50m (設置計画箇月	听で少なく	とも1箇所以		

- (注1) 土の強度定数を求めるための試験方法については、現地の土の種類、含水比、排水条件、施工条件により選定する。
- (注 2) 土質試験はサンプリングした試料によって行われるが、地形や地質が軟弱で複雑に変化している場合は、地盤の強度や成層状態等を把握するためボーリング (標準貫入試験) 間の中間位置で

サウンディング (静的コーン貫入試験やスクリューウエイト貫入試験等) を実施する。

- (注3)調査はできるだけ段階的に進めることが望ましく、その結果、地形地質等の変化が著しい場合 にはそれぞれの中間地点や擁壁設置位置直下でも実施する。
- (注4) 裏込め材料としての適否の判断や設計定数推定表の分類に利用する。
- (注5) 切土部擁壁で切土のり面や地山斜面が不安定な場合の土圧の計算に利用する。

スウェーデン式サウンディング試験をスクリューウエイト貫入試験に変更。

現 行 改 定 後

10.2.3 安定性の検討

中略

<参考>

① 前面受働土圧を考慮する場合

通常の設計で擁壁前面の土による受働抵抗力を無視することとしたのは、流水により前面の土が洗掘される可能性があること、あるいは将来人工的に前面の土が取り除かれるおそれがあること(例えば埋設管補修等)などの理由によるものである。 したがって前面の受働土圧を考慮する場合、 これらについて十分配慮し前面の仮想地表面を設定する必要がある。 なおこの場合、前面の埋戻しにあたって十分な締固めの行われることが必要前提条件であることはいうまでもない。

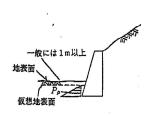


表 10-15 擁壁前面の受働土圧

滑動に対する安全率F。は次式を満足させなければならない。

$$F_{S} = \frac{(W + P_{u}) \cdot \tan \phi_{B} + c \cdot B + 0.5P_{P}}{P_{u}} \ge 1.5 \qquad (10.18)$$

ここに、

P_n: 擁壁前面の土による受働土圧合力の水平成分(tf/m)(図 10-15 参照)

8.2.3 安定性の検討

中略

<参考>

① 前面受働土圧を考慮する場合

通常の設計で擁壁前面の土による受働抵抗力を無視することとしたのは、流水により前面の土が洗掘される可能性があること、あるいは将来人工的に前面の土が取り除かれるおそれがあること(例えば埋設管補修等)などの理由によるものである。したがって前面の受働土圧を考慮する場合、これらについて十分配慮し前面の仮想地表面を設定する必要がある。

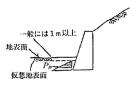


図 8-15 擁壁前面の受働土圧

なおこの場合、前面の埋戻しにあたって十分な締固めの行われることが必要前提条件である ことはいうまでもない。

<u>滑動に対する安全率</u> F. は次式を満足させしなければならない。

$$-F_{S} = \frac{(W + P_{u}) \cdot \tan \phi_{B} + c \cdot B + 0.5P_{P}}{P_{H}} \ge 1.5$$
 (10-18)

--1-

前面受動土圧を考慮する場合の計算式を削除。

現	改 定 後
10.2.6 施工時の一般的留意事項	8.2.6 施工時の一般的留意事項
中略	中略
壁にはその表面にV形の切目をもつ鉛直打維目を設け、その間隔はなるべく 10m 以下とし、この維目で鉄筋を切ってはならない。鉛直打維目にV形も切目をつけるのは、かどの欠けるのを防ぎまた壁の表面に小さなひび割れの出るのを防ぐためである。壁の伸縮目地は一般に重力式掩壁では 10~20m 程度の間隔に設けるものとし、この面では鉄筋は切るものとする。(図 10・18 参照)。	壁にはその表面にV形の切目をもつ鉛直打維目を設け、その間隔はなるべく10m以下とし、この維目で鉄筋を切ってはならない。鉛直打維目にV形も切目をつけるのは、かどの欠けるのを防ぎまた壁の表面に小さなひび割れの出るのを防ぐためである。壁の伸縮目地は一般に重力式練壁では10~20m程度の間隔に設けるものとし、この面では鉄筋は切るものとする。(図8・18 参照)。
伸縮目地の間隔を 10m 程度に変更	

現 行 改 定 後

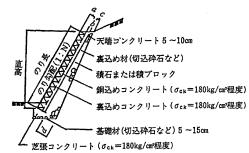
10.3.2 設 計

(1) 材料

- (i) コンクリートブロックは控長 35 cmを標準とする。
- (ii) コンクリートブロックは JIS 規格品を使用する。
- (iii) 石積は雑割石を標準とする。

(2) 断面形状 (図 10-19 参照)

- (i) 石積擁壁、ブロック積擁壁は原則として練積のものを用いる。
- (ii) 石積擁壁、ブロック積擁壁の直高限度は原則として 7m とする。
- (iii) 石積擁壁、ブロック積擁壁の勾配、上端・下端部の厚さは表 10-12 を参考とし、 十質等現場の状況により決定する。



- a: 控長
- b: 裏込めコンクリートの厚さ0~20cm (ただし直高が大きい場合は下部を厚くし、上部は10cm程度とする)
- c:裏込め材上部の厚さ
- d: 裏込め材下部の厚さ

図 10-19 練積擁壁の標準断面

(iv) 裏込め材の厚さは直高によって表 10-13 を参考に決めるのが一般的である。

(3) 基 礎

- (i) 基礎はコンクリート基礎を標準とする。
- (ii) 基礎地盤が普通土または粘性土の場合は、コンクリート基礎の下部に栗石(砕石)基礎 またはならしコンクリートを施す。
- (iii) 基礎地盤の支持力が不足する場合は杭基礎を併用することがある。
- (iv) 擁壁の根入れ深さは地盤の状況により決定するが、岩盤の場合は根石程度に、それ以外

8.3.2 設 計

(1) 材料

- (i) コンクリートブロックは控長35cmを標準とする。
- (ii) コンクリートブロックは JIS 規格品を使用する。
- (iii) 石積は雑割石を標準とする。

(2) 断面形状 (図 8-19 参照)

- (i) 石積擁壁、ブロック積擁壁は原則として練積のものを用いる。
- (ii) 石積擁壁、ブロック積擁壁の直高限度は原則として7mとする。
- (iii) のり面勾配は表 8-13 を参考とし、直高により決定する。
- (iv) 裏込めコンクリートの厚さは直高によって表 8-13 を参考に決めるのが一般的である。
- (v) 盛土部におけるブロック積(石積)擁壁の裏込め材は、擁壁ののり面勾配を $1:N_1$ とした場合に、地山と接する面の傾斜が $1:(N_1-0.1)$ となるように設置する。また、上端における裏込め材の厚みは 30cm を基本とし、背面の土砂が良好な場合は 20cm 程度としてもよい。切土部におけるブロック積(石積)擁壁の裏込め材は等厚に設置してよい。

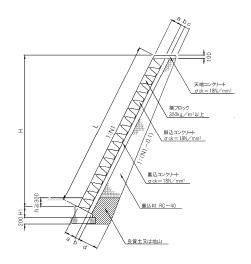


図 8-19 ブロック積擁壁の標準断面 (出典:小構造物標準設計図集)

ブロック積の設計は小構造物標準設計図集に準じて変更。

現

行

の場合は一般に 0.5m 程度以上とする。ただし寒冷地においては凍上深より深くするよう 配慮する。なお、参考のために基礎工の設計標準の一例を図 10-20 に示しておく。

表 10-12 直高とのり勾配および控長

值	高 (n	1)	~1.5	1.5~3.0	3.0~5.0	5.0~7.0
の勾	盛	±	1:0.3	1:0.4	1 : 0.5	1:0.5
り配	切	±	1:0.3	1:0.3	1:0.4	1:0.5
	空	積	35	35	-	-
控	練積(胴込)) ወ <u>ቅ</u>)	35	35	35	-
長 (œ)	練 (胴込め+ コンクリ	積 裏込め ート)	35+ 5*=40	35+10*=45	35+15*=50	35+20*=55

- 注1) 表中*印は裏込めコンクリート厚を示す。
- 注 2) 空積では、裏込め土が比較的よいときに 3m の高さまで用いて よいが、3mを超えてはならない。

練積では、裏込めコンクリートをはぶき胴込めコンクリート のみを用いる場合、裏込め土が比較的よいときは 5m の高さ まで用いてよいが、5m を超えてはならない。

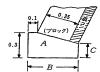
- 注3) 擁壁前面に水位を考慮する場合または、裏込め土が普通以下と みなされる場合は、裏込めコンクリートを設けるのがよい。
- 注 4) 「道路土工 擁壁・カルバート・仮設構造物工指針」による。

表 10-13 直高と裏込め材の厚さ

直	高 (r	n)	~1.5	3.0	5.0	7.0
厚さ	Ŀ	部	20~40	20~40	20~40	20~40
(m)	ሾ	部	30~60	45~75	60~100	80~120

- 注1) 裏込め土が良好であれば、表2-8の小さめの値 を、よくない場合は大きめの値を用いる。裏込 め土が普通とみなされる場合は中央値を目標 にするとよい。直高が表中の直高にある時、裏 込め材の下部厚さは補間により求める。
- 注2) 切土のときには、比較的よく締まった地山では 裏込め材の厚さを上下等厚とし30~40 cmとす る。ただし、地山がよく締まっていないもの および背面に埋め戻しを多く必要とするよう な場合は、前記盛土部の場合に準じる。

裏込めコンクリートのある場合の基礎



裏込めコンクリートのない場合の基礎



図 10-20 基礎工の設計標準の一例

注3)「道路土工 擁壁・カルバート・仮設構造物指針」による。

のり勾配	1:0.3	1:0.4	1:0.5
寸法	J		
A (m²)	0.13	0.12	0.11
B (m)	0.53	0.52	0.50
C (m)	0.17	0.13	0.10
裹込めコンクリー	- ト20cmの場合		
のり勾配	1:0.3	1:0.4	1:0.5
寸法	J		
A (m²)	0.15	0.13	0.12
B (m)	0.63	0.61	0.59
C (m)	0.14	0.10	0.05
裏込めコンクリー	- トのない場合		
のり勾配	1:0.3	1:0.4	1:0.5
寸法			
A (m²)	0.12	0.11	0, 10
B (m)	0.44	0.43	0.41
C (m)	0, 20	0.17	0, 15

- 背面の土が普通または悪い場合は裏込めコンクリ 一トを用いる構造を使用する。 操墜前面に水位がある場合、本構造は適用しない

表 8-13 直高とのり面勾配の関係 (出典:小構造物標準設計図集)

定

後

改

直高	H (m)	H≦1. 5	1.5 <h≦3.0< th=""><th>3. 0<h≦5. 0<="" th=""><th>5. 0<h≦7. 0<="" th=""></h≦7.></th></h≦5.></th></h≦3.0<>	3. 0 <h≦5. 0<="" th=""><th>5. 0<h≦7. 0<="" th=""></h≦7.></th></h≦5.>	5. 0 <h≦7. 0<="" th=""></h≦7.>	
前面勾配	盛土部	1:0.3	1:0.4	1:0.5	_	
N1	切 土 部	1:0	0. 3	1:0.4	1:0.5	
控 長 a (mm)		350				
裏込コンクリー	ト厚さ b (mm)	100 150 200				
裏込材厚さ	U1 (裏込め土が良好な場合)	200				
c (mm)	U2 (裏込め土が普通の場合)	300				

(3) 基

- (i) 基礎はコンクリート基礎を標準とするが、基礎地盤が岩盤の場合は省略できる。
- (ii) 基礎地盤が普通土または粘性土の場合は、コンクリート基礎の下部に基礎砕石(厚さ 20cm)を施す。
- (iii) 基礎地盤の支持力が不足する場合は置換、地盤改良およびマットレス等を検討する。
- (iv) 擁壁の根入れ深さは地盤の状況により決定するが軟岩 I の場合は 0.5m 以上、それ以外 の場合は 0.3m 以上とする。
- (v) 基礎工の形状は「小構造物標準設計図集(鳥取県県土整備部)」を参照すること。設計 標準の一例を図8-20に示しておく。

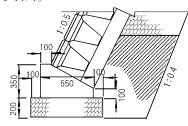


図 8-20 基礎工の設計標準の一例 (出典:小構造物標準設計図集)

ブロック積の設計は小構造物標準設計図集に準じて変更。

現	改定後
(4) 水 抜 き (i) 湧水、浸透水の基礎部への流入を避けるため擁壁背面の水は速やかに前面に排出する。 (ii) 擁壁前面に排出した水は擁壁付近に停滞させることなく速やかに処理する。 (iii) 擁壁背面の水を排除するため、外径 5~10 cm程度の水抜き孔を 3 ㎡に 1 か所以上の割合で設置する。湧水、浸透水の多い場所は数量を増す。 (iv) 水抜き孔は排水が良好にできる位置に設置する。 (v) 水抜き孔の設置にあたっては土粒子等の吸出し防止に留意する。土質、湧水等現場状況により透水性の吸出し防止材を併用する。	(4) 水 抜 き (i) 湧水、浸透水の基礎部への流入を避けるため擁壁背面の水は速やかに前面に排出する。 (ii) 擁壁前面に排出した水は擁壁付近に停滞させることなく速やかに処理する。 (iii) 擁壁背面の水を排除するため、 <u>650mm</u> 程度の水抜き孔を 2~3m²に1個以上の割合で設置する。湧水、浸透水の多い場所は数量を増す。 (iv) 水抜き孔は排水が良好にできる位置に設置する。 (v) 水抜き孔の設置にあたっては土粒子等の吸出し防止に留意する。土質、湧水等現場状況により透水性の吸出し防止材(15cm×15cm 程度)を併用する。
(5) 伸縮目地 伸縮目地の間隔は 20m程度に 1 か所を標準とする。	(5) 伸縮目地
作権日地の同梱は 20m 住及に 1 が別を標準とする。	(b) 押船日地 伸縮目地の間隔は 10m 程度に 1 か所を標準とする。
「ロック積の設計は小構造物標準設計図集に準じて変更。	

現	改 定 後
4.2 設計全般(図 10-22 参照)	8.4.2 設計全般(図 8-22 参照)
1) 断面形状	(1) 断面形状
中略	中略
(v) 地山の状況に特殊な問題がなく、類似の地形	(vi) 落石防護柵
・地質の地区で標準的な擁壁工での対策により成功している例がある場合には、安定計算に	小構造物標準設計図集(鳥取県土整備部)p5-13~5-17 の積雪区分ランク 2 および 3 に該当
よる詳細設計を省略し、近隣地区での既往設計例および標準設計を用いて設計する場合が多	する区間については、耐雪型の採用を検討すること。ただし、擁壁高さが十分にあり、斜面と
٧١ _°	擁壁工の隔離も十分ある場合は標準型を採用する。 ランク 1 の区間についても積雪の影響が想
(2) 基 礎	定される場合は耐雪型を採用してよい。
(i) 基礎地盤が岩盤の場合はならしコクリートとする。	(2) 基 礎
(ii) 基礎地盤が土砂の場合はならしコンクリートの下部に栗石(砕石)基礎を設ける。	(i) 基礎地盤が岩盤の場合は、均しコンクリートを設ける。
(iii) 転倒、滑動、支持に対する安定性を増すため必要に応じてフーチングを設けるものとす	(ii) 基礎地盤が土砂の場合は、均しコンクリートの下部に栗石(砕石)基礎を設ける。
る。	(iii) 転倒、滑動、支持に対する安定性を増すため必要に応じてフーチングを設けるものと
(iv) 基礎地盤の支持力が不足する場合は杭基礎を用いることが多い。杭基礎を用いる場合は	する。
設計に際して施工(打込みあるいは埋込み)条件等も考慮しなければならない。	(iv) 基礎地盤の支持力が不足する場合は、置換、地盤改良およびマットレス等を検討する。
(v) 滑動に対して抵抗力を増すため必要に応じて基礎底面に突起を設けるものとする。	(v) 滑動に対して抵抗力を増すため必要に応じて基礎底面に突起を設けるものとする。
(vi) 岩盤掘削の埋戻しには原則としてコンクリートを使用するものとする。	(vi) 岩盤掘削の埋戻しには原則としてコンクリートを使用するものとする。
(vi) 根入れについては $0.5\sim1.0$ m程度とするが、地盤支持力が期待できないときはフーチン	(vii) 根入れについては 0.5~1.0m 程度とするが、地盤支持力が期待できないときはフーチ
グ等も考慮し、諸条件勘案のうえ決定する。	ング等も考慮し、諸条件勘案のうえ決定する。根入れについては8.9.1 基礎工(1)直接
	基礎の設計についても参照すること。
中略	
(4) 伸縮目地	中殿各
(i) 伸縮目地は $10\sim 20$ mに 1 か所程度設置することを標準とする。	
(ii) 伸縮目地材としてはエラスタイトを使用する。	(4) 伸縮目地
	(i) 伸縮目地は <u>10m</u> に 1 か所程度設置することを標準とする。
	(ii) 伸縮目地材としては瀝青質板等を使用する。

落石防護柵の設置基準の追加。基礎の考え方を変更。伸縮目地の間隔を 10m 程度に変更。

現 行 改 定 後

10.4.4 施 工

コンクリートの打設に先だち、型枠の位置、寸法、支保工の強さ等を点検し、型枠内のごみ、その他の雑物を取り除かなければならない。

打設はコンクリートの分離を防ぎ、空隙ができたり表面に凹凸ができたりしないように留意する とともに、打設したコンクリートは各層間に十分な付着力を持ち、収縮によるひび割れを最小限に 防止しなければならない。

伸縮継目は 10~20m に 1 か所程度を標準として設け、鉛直打継目は仕切型枠を強固に支持し、 継目付近のコンクリートを振動機によって十分締固めなければならない。

中略

8.5 もたれコンクリート擁壁工の設計・施工

8.5.1 もたれコンクリート擁壁工の一般的留意事項

中略

もたれコンクリート擁壁工の施工には 10.4.2 の重力式コンクリート擁壁工の施工に準するが、特に以下の項目に注意を払う必要がある。

- ① 伸縮目地は 10~20m間隔で設けることを標準とする。
- ② 施工継目はかぎ形に施工するとともに、継鉄筋を入れるものとする。

8.4.4 施 工

コンクリートの打設に先だち、型枠の位置、寸法、支保工の強さ等を点検し、型枠内のごみ、 その他の雑物を取り除かなければならない。

打設はコンクリートの分離を防ぎ、空隙ができたり表面に凹凸ができたりしないように留意 するとともに、打設したコンクリートは各層間に十分な付着力を持ち、収縮によるひび割れを 最小限に防止しなければならない。

伸縮継目は 10m に 1 か所程度を標準として設け、鉛直打継目は仕切型枠を強固に支持し、 継目付近のコンクリートを振動機によって十分締固めなければならない。

中略

8.5 もたれコンクリート擁壁工の設計・施工

8.5.1 もたれコンクリート擁壁工の一般的留意事項

中略

もたれコンクリート擁壁工の施工には 8.4.4 の重力式コンクリート擁壁工の施工に準ずるが、特に以下の項目に注意を払う必要がある。

- ① 伸縮目地は10m程度の間隔で設けることを標準とする。
- ② 施工継目はかぎ形に施工するとともに、継鉄筋を入れるものとする。
- ③ コンクリートの打継目はのり面に直角にする。
- ④ 湧水のある箇所には水抜孔を必ず設置する。特に湧水の著しい箇所については水平ボーリング等を行って特別に排水処理を考慮する。

伸縮目地の間隔を 10m 程度に変更。

現 行 改 定 後 8.6.2 設計全般 10.6.2 設計全般 標準的には重力式コンクリート擁壁で裏勾配を垂直とするが、斜面が急なため崩土確保(ポケッ 標準的には重力式コンクリート擁壁で裏勾配を垂直とするが、斜面が急なため崩土確保(ポケ ト) 容量が少ない場合は裏勾配をつける (図 10-31 参照)。擁壁の床掘りに伴い斜面に切取小口が ット) 容量が少ない場合は裏勾配をつける (図 8-31 参照)。擁壁の床掘りに伴い斜面に切取小 残る場合は、コンクリート張工または吹付工等によって切り取り面を処理する。 口が残る場合は、コンクリート張工または吹付工等によって切り取り面を処理する。 ポケット容量を確保するための地山の無理な切土は、崩壊発生の可能性を増大させることにもな ポケット容量を確保するための地山の無理な切土は、崩壊発生の可能性を増大させることにも りかねないので、十分に注意が必要である。したがって切土が斜面安定に悪影響を及ぼさないと判 なりかねないので、十分な注意が必要である。したがって切土が斜面安定に悪影響を及ぼさない 断される以外は、地山の切土は避けるべきであろう。崩土や落石の衝撃力を緩和するために、擁壁 と判断される場合以外は、地山の切土は避けるべきである。崩土や落石の衝撃力は擁壁本体で受 背面に古いタイヤやサンドクッション等を計画する場合もある。 けることを基本とし、これを緩和するために、擁壁背面に古いタイヤやサンドクッション、間伐 材を用いた緩衝材等を計画する場合もある。捕捉後の崩壊土砂の搬出や、変形した落石防護柵の 再設置をあらかじめ考慮して設計することが望ましい。設置する落石防護柵が堆積十圧を考慮し ていない場合には、ポケット容量は擁壁天端まででまかなえるように設計するものとする。 なお、鳥取県においては、擁壁および落石防護柵の標準形状は以下の通りとする。 ① 擁壁高は 3.0m 以上 5.0m 以下とし 0.5m 単位で検討する。 ② 表勾配は圧迫感を低減するため原則 1:0.4 とする。 ③ 落石防護柵は現地施工を勘案し 1.5m または 2.0m とする。(崩壊土砂量の検討や落石対策 の必要性により柵高を決定する。) なお、擁壁高が堆砂容量を確保でき、かつ、落石跳躍高 を確保でき、断面の比較検討を実施した上で経済性に優れると判断された場合は、これを省 略することができる。 ④ 擁壁天端幅は50cm以上とし、10cm単位で増幅する。 ⑤ 裏勾配は背後の掘削を軽減するため垂直とする。 ⑥ 背後の埋戻し高さは水抜管の設置を考慮して 60cm (埋戻し高 50cm+張コン 10cm) とす る。 ⑦ ポケット下部の幅は無理な切土を避けるため 1.0m とすることを基本とする。 ⑧ 根入れについては「8.9.1 基礎工(1)直接基礎の設計について」を参照。 ただし、斜面勾配が30°程度の斜面や、高さ10m未満の低い斜面など特別な場合には擁壁高 3.0m 未満も検討する。 擁壁および落石防護柵の標準形状を追加。

行

定後

10.6.3 計算による設計の考え方および現状

待受式コンクリート擁壁工は通常マッシブな重力式コンクリート擁壁としてつくられ、崩土のもつ運動エネルギーを壁体および支持地盤の変形エネルギーに変えて吸収することにより、崩土を停止させようとするものである。したがってその設計は地形、地質のほか予想される崩土量、その重量、崩落高さおよびその土質的な性質等を考慮し、壁の安定および躯体断面の補強について検討を行う必要があると考えられる。

現

しかし崩土による衝撃力の推定手法および剛性の高い構造物に崩土が衝突する場合の設計手法は、現在のところ確立していないのが実状である(なお崩土による衝撃力の推定に関する研究の現状および擁壁に崩土が衝突する場合の設計手法の研究の現状について、参考編第 10 章 10.6 で 述べているので参照されたい)。

以上に述べたような理由により、実際には

詳細な構造計算による待受式コンクリート擁壁工の設計は困難でかつ実施例も少ない。しかしながら待受式コンクリート擁壁工で対応する崩壊対象には、①パラパラと何回にも分けて発生する非常に小規模な崩壊、②ある程度の規模で一度に崩壊が完了してしまうもの、の 2 通りのタイプの崩壊が考えられる。②のような崩壊に対する待受式擁壁は確立された計算方法がないので近隣での成功例や標準的設計例を適用する手段が望ましいが、①のような崩壊に対しては以下に述べるような考え方が適用できるものと考えられる。

8.6.3 (参考) 計算による設計の考え方および現状

土砂災害防止法により定められた①移動の力と②堆積の力は以下の式<u>(国土交通省告示第332号</u>(平成13年3月28日)) により算出する。

改

中略

(1) 崩壊深の推定が困難な場合

① 崩壊深及び崩壊土砂量

崩壊深については、2mとする。(全国のがけ崩れ災害データより、最大崩壊深2.0m 以下に約91%の急傾斜地の崩壊が集中しており、最大崩壊深2.0mを境にして相対度数が少なくなっている。これにより、通常起こり得る急傾斜地の崩壊深は2m とする)。

崩壊土砂量は、全国のがけ崩れ災害データから求めた斜面高さ毎に区分した崩壊土砂量の 90%値とする(参考:平成15年10月21日付の国土交通省砂防部保全調整官事務連絡(以下 「事務連絡」という。))

表 8-14 斜面高さ毎の崩壊土砂量 (90%値)

200	7 II	////	<u> </u>
崩壊高H	崩壊土量V	崩壊幅₩	単位崩壊土量
(m)	(m ³)	(m)	(m ³ /m)
$\underline{5} \leq \underline{H} \leq \underline{10}$	<u>40</u>	<u>14</u>	2.86
$\underline{10} \leq H \leq 15$	<u>80</u>	<u>17</u>	<u>4.71</u>
$15 \leq H \leq 20$	<u>100</u>	<u>19</u>	5.26
$\underline{20} \leq H \leq \underline{25}$	<u>150</u>	21	<u>7.14</u>
$\underline{25} \leq H \leq 30$	<u>210</u>	<u>24</u>	<u>8.75</u>
$30 \le H < 40$	<u>240</u>	<u>25</u>	9.60
$\underline{40} \leq H \leq \underline{50}$	<u>370</u>	<u>29</u>	12.76
<u>50≦H</u>	<u>500</u>	32	<u>15.63</u>

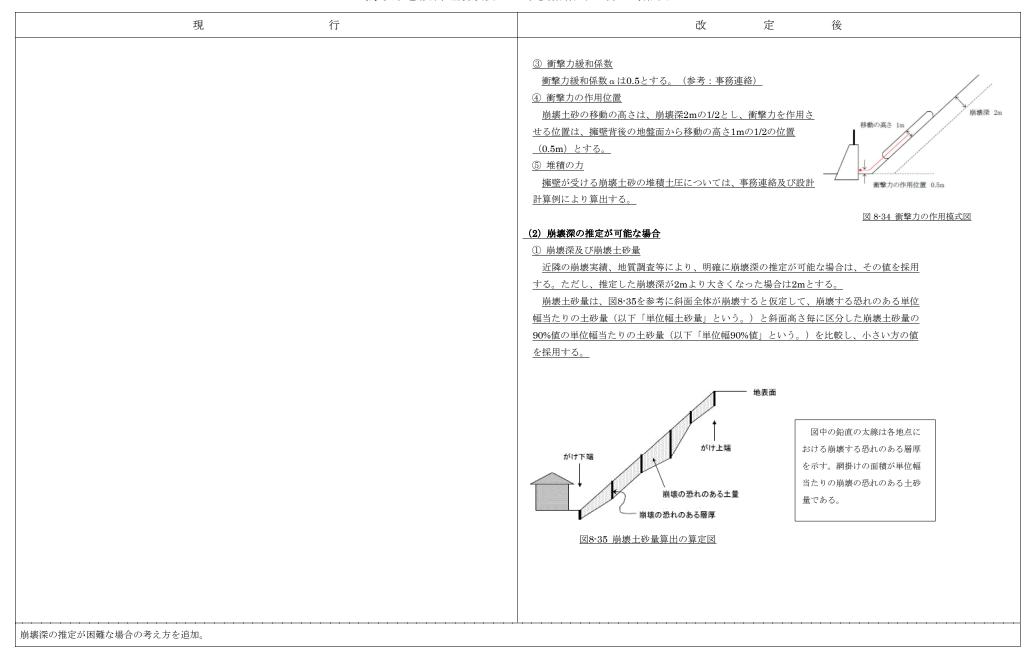
※全国のがけ崩れ災害データ(1671件)から算出

※崩壊幅は近似式 W=3.94V^{0.336} から算出

② 衝撃力

擁壁が受ける崩壊土砂の衝撃力については、事務連絡及び全国地すべりがけ崩れ対策協議会の「崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した待受け擁壁の設計計算例(平成16年6月)」(以下「設計計算例」という。)により算出する。

崩壊深の推定が困難な場合の考え方を追加。



② 前や力 機能が受ける機能と呼の影響力については、各地点で生じた機能とよる力を塞 液面の表現の分類 ************************************	現	改定後
		② 衝撃力

	(3) 共通事項 ① 土砂捕捉容量 土砂捕捉容量は、原則として崩壊土砂量以上を確保すしており、経済性、施工性等の理由から土砂捕捉容量をに協議すること。なお、この場合においては、対策後のない範囲で土砂捕捉量を決定することを基本とする。	確保することが困難な場合は、当課 2 土砂災害特別警戒区域が人家に及ば 崩壊土砂捕捉容量は、単位当た りの崩壊土砂量を算出し、擁壁 斜面側の単位当たりの空き容量
	① 土砂捕捉容量 土砂捕捉容量は、原則として崩壊土砂量以上を確保すしており、経済性、施工性等の理由から土砂捕捉容量をに協議すること。なお、この場合においては、対策後のない範囲で土砂捕捉量を決定することを基本とする。 土砂捕捉容量	確保することが困難な場合は、当課 2 土砂災害特別警戒区域が人家に及ば 崩壊土砂捕捉容量は、単位当た りの崩壊土砂量を算出し、擁壁 斜面側の単位当たりの空き容量
	土砂捕捉容量は、原則として崩壊土砂量以上を確保す しており、経済性、施工性等の理由から土砂捕捉容量を に協議すること。なお、この場合においては、対策後の ない範囲で土砂捕捉量を決定することを基本とする。 土砂捕捉容量	確保することが困難な場合は、当課 2 土砂災害特別警戒区域が人家に及ば 崩壊土砂捕捉容量は、単位当た りの崩壊土砂量を算出し、擁壁 斜面側の単位当たりの空き容量
	しており、経済性、施工性等の理由から土砂捕捉容量を に協議すること。なお、この場合においては、対策後の ない範囲で土砂捕捉量を決定することを基本とする。 土砂捕捉容量	確保することが困難な場合は、当課 2 土砂災害特別警戒区域が人家に及ば 崩壊土砂捕捉容量は、単位当た りの崩壊土砂量を算出し、擁壁 斜面側の単位当たりの空き容量
	に協議すること。なお、この場合においては、対策後のない範囲で土砂捕捉量を決定することを基本とする。 土砂捕捉容量	の土砂災害特別警戒区域が人家に及ば 崩壊土砂捕捉容量は、単位当た りの崩壊土砂量を算出し、擁壁 斜面側の単位当たりの空き容量
	ない範囲で土砂捕捉量を決定することを基本とする。 土砂捕捉容量	崩壊土砂捕捉容量は、単位当た りの崩壊土砂量を算出し、擁壁 斜面側の単位当たりの空き容量
	土砂捕捉容量	りの崩壊土砂量を算出し、擁壁 斜面側の単位当たりの空き容量
		斜面側の単位当たりの空き容量
	-	
		を有することとして計算する。
	図8-37 単位幅当たりの土砂捕捉容量	

現 行	改定後
待受式高エネルギー吸収型崩壊士砂防護柵工の採用基準および留意事項を追加。	8.7 特受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工の設計・施工 本工権は極壁工ではないが、特受式コンクリート権壁工と同じ特受工に分割されるため、特受式コンクリート権壁工と続いて本章に掲載さする。 なお、鳥取県においては以下の条件を流た土場合のみ採用する。 ① 重力式権壁の設置予定地の地盤が軟弱で地盤改良を必要とする場合で、経済比較の結果、重力式権壁の地盤の設置予定地の地盤が散弱で地盤改良を必要とする場合で、経済比較の結果、重力式権壁の機能を含むり、より有利となる場合。 ② 地権者不在などの理由で用地の取得が困難であり、多大な手間を要する場合。 ③ その他、選定せざるを得ない場合(子め治山砂防護と値別協議を要する)。 8.7.1 特受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工の一般的留套事項 地盤の強度や景観上の理由により特受式コンクリート権壁が施工できない場合に、特受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工には図も37、図 8-38 に示すように大きく分けて支柱強化型とネット強化型の2種類のタイプがある。 なお、「8.6.3 (参考) 計算による設計の考え方および現状」に掲載の摊壁被災事例における作用衝撃りと計算上の限界耐力については、重力式コンクリート権壁ともたれ式権壁による事例であり、本章の「特受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工」については、事例に含まれていないことに留意すること。 また、特受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護柵工の衝撃力避和係数αは1.0 とすることに留意すること。 金種熱地崩壊対策エとして斜面下端点より上方に待受式高エネルギー吸収型崩壊土砂防護櫃工を設置する場合、対策工の下方斜面の侵食および小崩壊対策を併せて検討すること。

現 行 改 定 後

10.8 他工種との関連

10.8.1 基礎工の設計

(1) 直接基礎

直接基礎は良質な支持層上に設け、鉛直荷重は直接基礎底面下の地盤のみで支持させるものと する。水平荷重は基礎底面の滑動抵抗のみで支持するのを原則とするが、抵抗が不足する場合は 水平荷重を基礎底面と根入れ部分との共同で分担させる場合もある。

また良質な支持層が地表面に露出している場合でも、従来予想される地盤の洗掘あるいは地下 埋設物および隣接して建設される構造物の施工によって受ける影響も考慮して、十分な根入れ深 さを確保する必要がある。

直接基礎の最小根入れ深さは重要度の低いもの、あるいは洗掘のおそれや将来悪化するおそれがない岩盤などに基礎底面を設ける場合を除き、原則として少なくとも 50 cm 以上は確保することが望ましい。

8.9 他工種との関連

8.9.1 基礎工の設計

(1) 直接基礎

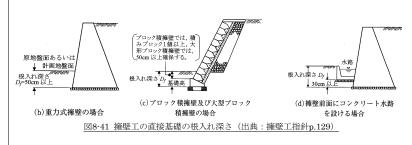
直接基礎は良質な支持層上に設け、鉛直荷重は直接基礎底面下の地盤のみで支持させるものとする。水平荷重は基礎底面の滑動抵抗のみで支持するのを原則とするが、抵抗が不足する場合は水平荷重を基礎底面と根入れ部分との共同で分担させる場合もある。

また良質な支持層が地表面に露出している場合でも、従来予想される地盤の洗掘あるいは 地下埋設物および隣接して建設される構造物の施工によって受ける影響も考慮して、十分な 根入れ深さを確保する必要がある。

直接基礎の最小根入れ深さは重要度の低いもの、あるいは洗掘のおそれや将来悪化するおそれがない岩盤などに基礎底面を設ける場合を除き、原則として少なくとも 50cm 以上は確保することが望ましい。

なお、重力式・待受式擁壁前面に水路を設ける場合の根入れの考え方は、以下のとおり取り 扱うこと。(※水管理・国土保全局実地検査(R4.6.13~R4.6.17)特別調査における整理事項)

- ① 擁壁背面からの雨水処理のための水路を設置する場合の根入れは、本指針のとおり 0.5~ 1.0m 程度 (0.5m を基本) とする。(道路土工-擁壁工指針 p.129 図 8·40 擁壁工の直接基礎 の根入れ深さ (b))
- ② 擁壁前面が水路の一部を担い一定量の水量が常時流れ、河床低下や洗掘の注意が必要な場合や、将来の水路の維持管理において、擁壁の安定に致命的な影響を及ぼす大規模な洗掘作業が想定される場合では、水路断面底から 0.3m の根入れを確保する。(道路土工・擁壁工指針 p.129 図 8・40 擁壁工の直接基礎の根入れ深さ(d))



重力式・待受式擁壁前面に水路を設ける場合の根入れの考え方の根入れの考え方を追加。

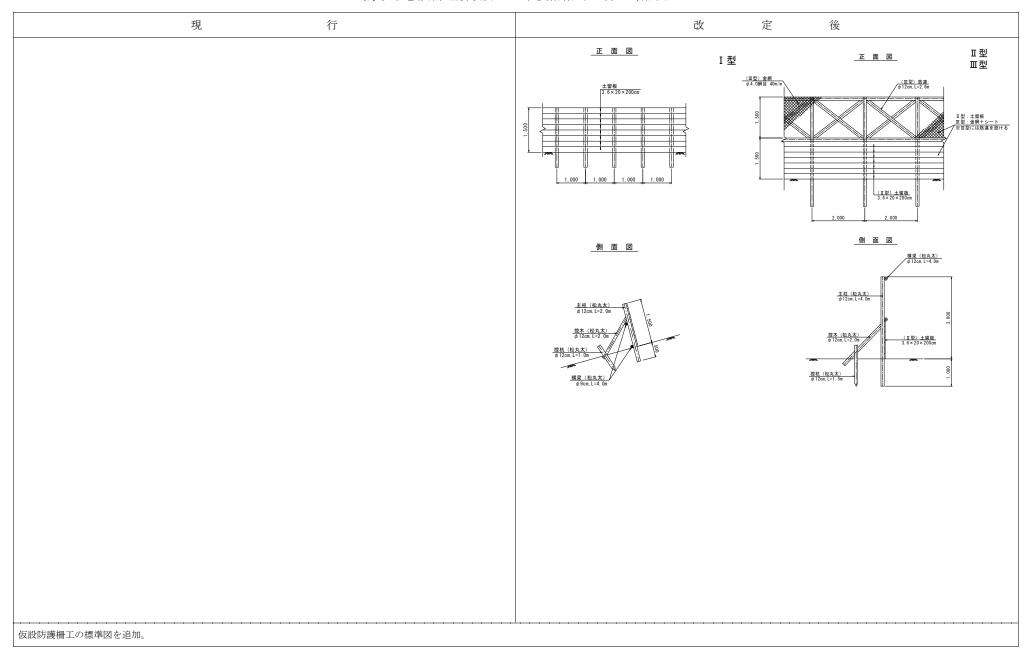
現	改 定 後
	10.2.2 設計全般
	(3) 補強材の長さ
	中略
	以上のことから、補強材の最小長さは 2m、最大長さは一般的な施工機械の能力も考
	慮して 5m を標準とする。一方、現場条件に応じて二重管削孔が必要となる場合におい
	て、削孔能力が高いグラウンドアンカーの施工と同等の機械を用いることも多い。この
	ように、施工条件と他の工法との経済比較も考慮し、合理的と判断されれば 5m を超え
	た長さを適用する事例もある。
	また、補強材長さは、1 つの設計断面、あるいはのり面 1 段程度の中で変化させない
	のが一般的である。
	鳥取県では、補強材長さは最長 7m 程度とする。またすべり面以深の最低長はすべり
	面より 1.0m 以上を標準とする (「新・斜面崩壊防止工事の設計と実例」(H19.9) 参考編 P.210 を準用)。
	////////////////////////////////////
14 LL 0 C D 0 LL 14 LL 1	
補強材の長さの基準を追加。	

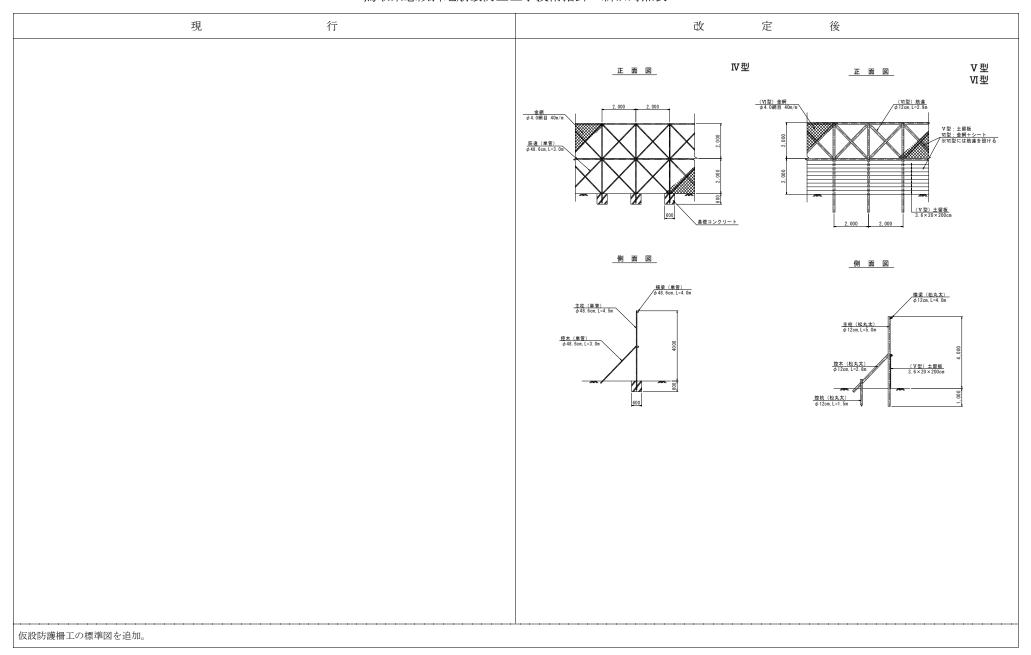
現	改定後
12.1.1 目的および一般的留意事項	11.1.1 目的および一般的留意事項
中略 なお、落石対策工の施工に関しては以下の点に特に留意すべきである。 落石対策工施工箇所は急峻な斜面で風化が進み、亀裂、節理が発達している。また、浮石も多い箇所 で地形的に拘束されており、さらに人家も近接していることなど作業条件が劣悪である。このため工事	中略 落石対策工の施工に関しては以下の点に特に留意すべきである。 落石対策工施工箇所は急峻な斜面で風化が進み、亀裂、節理が発達している。また、浮石も多い箇所 で地形的に拘束されており、さらに人家も近接していることなど作業条件が悪い。このため工事内容も
内容も人力施工による部分が多くなり、作業上危険性も高く施工性からも制約を受けるので、これらを 踏まえた安全施工が必要である。	人力施工による部分が多くなり、作業上危険性も高く施工性からも制約を受けるので、これらを踏まえた安全対策が必要である。 アンカーやワイヤーロープ等の施工においては、所定の引抜試験や張力試験を実施すること。
施工時において引抜試験や引張試験を実施することを追加。	

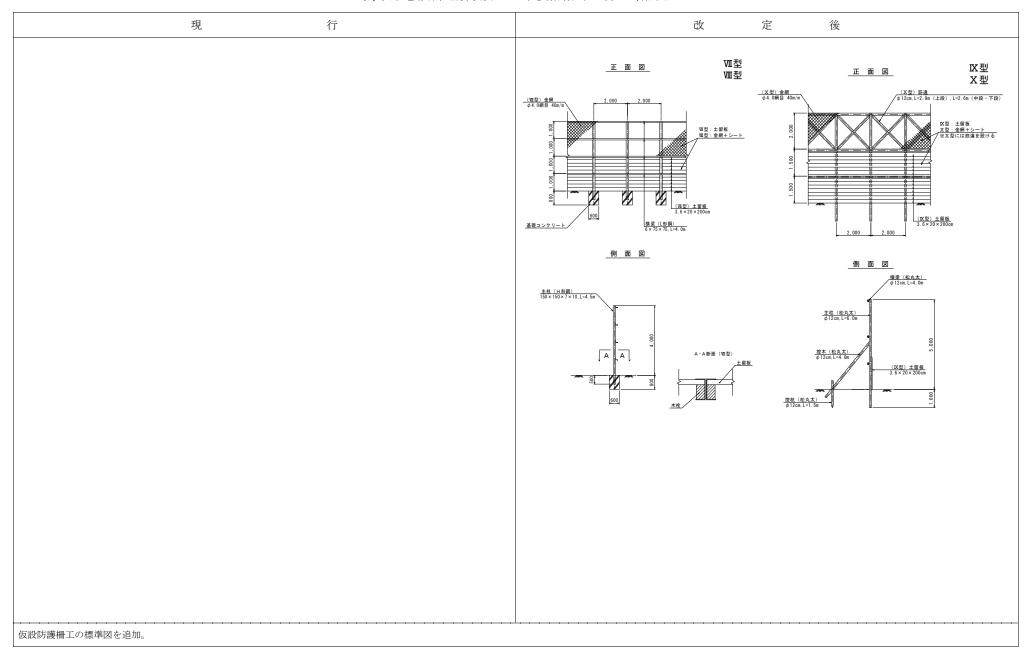
12.5.4 仮設的機関工(機関タイク)(参考) 工事中の仮設的機関に急極解地の価格角度、高さ、十百、工事の原工方法等態度の上、人名 成及び人気に資産を及ぼうない程度のものを選定する。 理解タイクの飲食が良いでは成立なび程度のものを選びする。 理解タイクの飲食が良いでは成立なび機関のを見下に示すが、助護機に上下などの外力が伸用する場合 選出	現	行			改	定	後
工事中の仮認時機構は急級斜地の傾斜角度、高さ、土質、工事の第工方法等勘案の上、人身を 並及び人家に被害を及ぼさない程度のものを選定する。 標準タイプの代価表お上び構造図を以下に示すが、防護機に十圧などの外力が作用する場合は 別途検討を行うこと。			12.5.4	仮設防	護柵工(標準タイプ)(参考)		
標準タイプの代価表および構造図を以下に示すが、防護機に土圧などの外力が作用する場合 別途検討を行うこと。						-	工方法等勘案の上、人身事
接 12-2 工事用仮設的護柵の使用区分			故及び	人家に被	害を及ぼさない程度のものを	選定する。	
数式 上柱 材料 上 留 材料 使用 区 分 上 柱 材料 使用 区 分 上 柱 材料 使用 区 分 上 柱 材料 使用 区 分 上 板 板 表 5 (20 × 200cm 全面中間 上 の			標準	タイプの	代価表および構造図を以下に	示すが、防護柵に土圧な	どの外力が作用する場合は
商文 (m) 型式 主柱材料 生留材料 使用区分 1.5 1型 整丸太 612cm×200cm 杉厚板3.6×20×200cm 到面中間 3.0 型 公本人 612cm×400cm 2-n- 金網+シート 人家との間に会格があ り、比較的緩斜面で良好 V 投入太 612cm×500cm 2-n- 金網+シート り、比較的緩斜面で良好 VI H形測150×150×7×10mm 大塚板 人家との間に会格が少な な土質 W大大 610cm 全網+シート 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 X 大塚大板 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 X 財産板板 金網+シート 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 X 財産板板 金網+シート 人家との間に会格が少な く、比較的急針面で小崩 落の手型される土質 人家との間に会格が少な く、比較的急針面で小崩 落の手型される土質 2 上部材料の仕様区分は、丁港される頻便の工質を考慮して現止に適合した高さとすること。 2、比較的な分間で小崩 落の手型される土質 2 上部材料の仕様区分は、丁港される財産の工程を考慮して決定すること。 3 未まままりがたい場合は、別途考慮すること。			別途検討	対を行う	こと。_		
商文 (m) 型式 主柱材料 生留材料 使用区分 1.5 1型 整丸太 612cm×200cm 杉厚板3.6×20×200cm 到面中間 3.0 型 公本人 612cm×400cm 2-n- 金網+シート 人家との間に会格があ り、比較的緩斜面で良好 V 投入太 612cm×500cm 2-n- 金網+シート り、比較的緩斜面で良好 VI H形測150×150×7×10mm 大塚板 人家との間に会格が少な な土質 W大大 610cm 全網+シート 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 X 大塚大板 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 X 財産板板 金網+シート 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 人家との間に会格が少な く、比較的急斜面で小崩 落の手型される土質 X 財産板板 金網+シート 人家との間に会格が少な く、比較的急針面で小崩 落の手型される土質 人家との間に会格が少な く、比較的急針面で小崩 落の手型される土質 2 上部材料の仕様区分は、丁港される頻便の工質を考慮して現止に適合した高さとすること。 2、比較的な分間で小崩 落の手型される土質 2 上部材料の仕様区分は、丁港される財産の工程を考慮して決定すること。 3 未まままりがたい場合は、別途考慮すること。							
1.5 1型					表 12-2 工事用仮	設防護柵の使用区分	
1				型式	主柱材料	土留材料	使用区分
型 整丸太 φ12cm×400cm 金網+シート 人家との間に余裕があり、			1.5	<u>I 型</u>	松丸太 φ12cm×200cm	杉厚板 3.6×20×200cm	斜面中間
世 単管 ◆ 48.6cm×450cm 一 リーー 人家との間に余裕があり、比較的総斜面で良好な土質 V と見板 上屋板 な土質 V 地大大 ◆ 12cm×500cm 上屋板 人家との間に余裕が少な会別で小崩 金網+シート 上壁板 人家との間に余裕が少な会別で小崩 会網+シート 本の予想される土質の表別が少な会別で小崩 X 上形鋼150×150×7×10mm 上屋板 人家との間に余裕がかりな会別で小崩 大家との間に余裕があり、大家との間に余裕があり、大家との間に余裕があり、大球との間に余裕があり、大球との間に余裕がからなる別とり、比較的急組で小崩 大家との間に余裕があり、大家との間に余裕があり、大球をの間に余裕があり、大球をの間に余裕があり、大球をの間に余裕があり、大球をの間に余裕がからなる網・シート 本網・シート 本の予想される土質 大家との間に余裕がかなる、比較的急組で小崩 本の予想される土質 大家との間に余裕があるり、比較的急組で小崩 大家との間に余裕がかなる場別・大球をの間に余裕がかなる、大球をの間に余裕がかなる網・大球をの間に余裕がかなる。 と別といいは、大球をの間に余裕がかなる。 大塚との間に余裕がかなる。 大塚との間に余裕がかなる。 大家との間に余裕があり、大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がかなる。 大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がある。 大球をの間に余裕がある。 大球との間に余裕がある。 大球			0.0	<u>II</u>	to to the 110 × 100	<u>- n -</u>	
IV 単管			3.0	Ш	在人人 φ 12cm×400cm	金網+シート	人家との間に全裕があ
Y 松丸大 φ12cm×500cm を厚板 金網+シート かった ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				IV	単 管 φ 48.6cm×450cm	_ " _	り、比較的緩斜面で良好
4.0 VI 金網+シート VII H形鋼150×150×7×10mm 杉厚板 人家との間に余裕が少なく、比較的急斜面で小崩落の予想される上質 VII 大多との間に余裕が少なく、比較的急斜面で小崩落の予想される上質 X 大家との間に余裕があり、比較的急斜面で小崩落の予想される土質 XI H形鋼150×150×7×10mm 杉厚板 人家との間に余裕が少なく、比較的急斜面で小崩落の予想される土質 XI H形鋼150×150×7×10mm 杉厚板 人家との間に余裕が少なく、比較的急斜面で小崩落の予想される土質 注)1. 高さの選定については、斜面及び人家の関連を考慮して現地に適合した高さとすること。 2. 土留材料の仕様区分は、予想される崩壊の土質を考慮して決定すること。 3. 上表によりがたい場合は、別途考慮すること。				V	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	杉厚板	<u>な土質</u>
Yun X450cm 金網+シート 本の子想される土質 X 大泉との間に余裕があり、比較的急斜面で小崩 本の子想される土質 大家との間に余裕があり、比較的急斜面で小崩 本の子想される土質 大家との間に余裕があり、比較的急斜面で小崩 本の子想される土質 大家との間に余裕が少な 大家との間に余裕があり、比較的急斜面で小崩 本の子想される土質 本の子根される土質 本の子想される土質 本の子根される土質 本の子根は 本の子格は 本の子根は 本の子格は 本の			4.0	VI	4Δ.Σ.Δ. φ 12cm × 500cm	金網+シート	
Math				VII	<u>H</u> 形鋼150×150×7×10mm	杉厚板	人家との間に余裕が少な
Δ Δλ ± δ 12cm×600cm Δ ウ、比較的急斜面で小崩落の予想される土質 Δ H 形鋼 150×150×7×10mm 杉厚板 人家との間に余裕が少なく、比較的急斜面で小崩落の予想される土質 Δ ± 580cm 金網+シート 本の予想される土質 注)1. 高さの選定については、斜面及び人家の関連を考慮して現地に適合した高さとすること。 2. 土留材料の仕様区分は、予想される崩壊の土質を考慮して決定すること。 3. 上表によりがたい場合は、別途考慮すること。				VIII	<u>×450cm</u>	金網+シート	
5.0 XI 出				IX	松市士 4.12am×600am	杉厚板	
XI H 形鋼 150×150×7×10mm 杉厚板 人家との間に宗格が少な会別の場合を表現して、 XII ×580cm 金網+シート 本額・サート 本の予想される土質を多であるとある。 注)1. 高さの選定については、斜面及び人家の関連を考慮して現地に適合した高さとすること。 こ、土留材料の仕様区分は、予想される崩壊の土質を考慮して決定すること。 3. 上表によりがたい場合は、別途考慮すること。			5.0	<u>X</u>	42 %	金網+シート	
XII ×580cm 金網+シート 落の予想される土質 注) 1. 高さの選定については、斜面及び人家の関連を考慮して現地に適合した高さとすること。 2. 土留材料の仕様区分は、予想される崩壊の土質を考慮して決定すること。 3. 上表によりがたい場合は、別途考慮すること。			5.0	<u>XI</u>	<u>H 形鋼 150×150×7×10mm</u>	<u>杉厚板</u>	
2. 土留材料の仕様区分は、予想される崩壊の土質を考慮して決定すること。 3. 上表によりがたい場合は、別途考慮すること。				_			落の予想される土質
3. 上表によりがたい場合は、別途考慮すること。							
4. 材料の損料率・資料について適切に計上すること。			3.	上表によ	りがたい場合は、別途考慮する	こと。	
			4	材料の損	料率・賃料について適切に計上	<u>すること。</u>	
設防護柵工の使用区分を追加。			1				

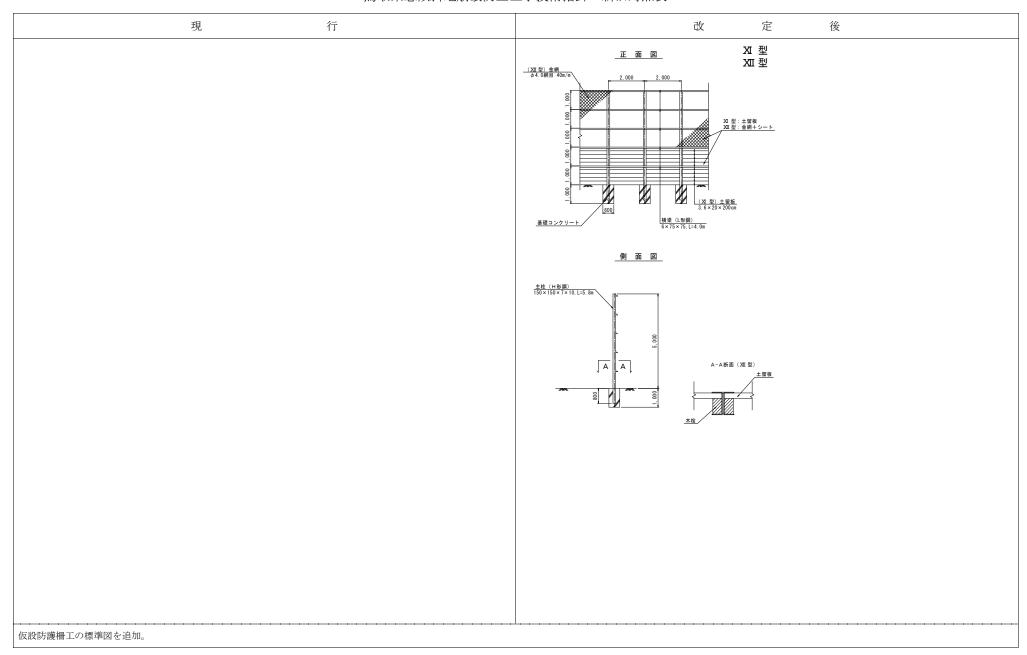
			改		定	後		
	来 19.2 (1) 下東田信郭柱總柵 10.05 米 5 巻 見来							
	表 12-3(1)工事用仮設防護柵 10.0m 当り数量表							
	防護柵型式	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	IV型	V型	VI型	
	高さ(m)	1.5	3	.0		4.0	•	
		松丸太	松丸太	松丸太	単管	松丸太	松丸太	
	主柱	φ12cm,L=2.0m	φ12cm,L=4.0m	φ12cm,L=4.0m	φ48.6cm,L=4.5m	$_{\phi12\mathrm{cm,L=5.0m}}$	φ12cm,L=5.0m	
		10本	5本	5本	5本	5本	5本	
	数量	0.288m³	0.288m³	0.288m³	22.5m	0.360m ³	0.360m ³	
	横梁	松丸太 φ9cm,L=4.0m	松丸太 φ12cm,L=4.0m	松丸太 φ12cm,L=4.0m	単管 φ48.6cm,L=4.0m	松丸太 φ12cm,L=4.0m	松丸太 φ12cm,L=4.0m	
	1共 未	5本	5本	ψ12cm,n=4.om 5本	5 _本	φ12cm,12=4.0m	5本	
	数量	0.162m ³	0.288m³	0.288m³	20.0m	0.288m ³	0.288m³	
		松丸太	松丸太	松丸太	単管	松丸太	松丸太	
	控木	φ12cm,L=2.0m	φ12cm,L=2.0m	φ12cm,L=2.0m	φ48.6cm,L=3.0m	$_{\phi12cm,L=2.8m}$	φ12cm,L=2.8m	
		5本	5本	5本	5本	5本	5本	
	数量	0.144m ³	0.144m ³	0.144m ³	15.0m	$0.202 m^3$	0.202m ³	
	4/h ±±-	松丸太 φ12cm,L=1.0m	松丸太 φ12cm,L=1.5m	松丸太 φ12cm,L=1.5m		松丸太 φ12cm,L=1.5m	松丸太 φ12cm,L=1.5m	
材	控杭	φ12cm,L=1.0m 5本	φ12cm,L=1.5m 5本	φ12cm,L=1.5m 5本		φ12cm,L=1.5m 5本	φ12cm,L=1.5m 5本	
	数量	0.072m ³	0.108m ³	0.108m ³		0.108m ³	0.108m ³	
料				松丸太	単管		松丸太	
	筋 違			φ12cm,L=2.6m	φ48.6cm,L=3.0m		φ12cm,L=2.9m	
費				20本	20本		20本	
	数量			0.749m ³	60.0m		0.835m ³	
	土留板 杉厚板 3.6×20×200cm	35枚	75枚			100枚		
		0.504m ³	1.080m ³			1.440m ³		
	数量金網	0.304111	1.00011			1.440111		
	φ4.0網目40m/m			30.0m ²	40.0m ²		40.0m ²	
	シート			$30.0 m^2$	$40.0 m^2$		40.0m ²	
	コンクリート				$1.08m^{3}$			
	雑材費			コンクリートを除く	材料費の10%以内			
労 務 費	とび工(人)	0	3.0	3.2	3.9	4.2	4.4	
費	普通作業員(人)	5.9	6.4	6.6	6.8	7.8	7.9	

現				Ş	¢	定	後		
			丰	12-3(2)工事	18月后沙陆港押	- 10.0m 当 N *	か是事		
			<u>1X</u>	12-3 (2) 上寺	プロルスストクル・受作	10.0m ∃ 9 x	<u>《里衣</u>		
	防護柵型式 W型 W型 X型 X型 X型								
		高さ(m)	4	.0		<u>l</u>	5.0		
			H形鋼	H形鋼	松丸太	松丸太	H形鋼	H形鋼	
		主柱	150×150×7×10	150×150×7×10	φ12cm,L=6.0m	φ12cm,L=6.0m	150×150×7×10	150×150×7×10	
		数量	L=4.5m 5本 0.700t	L=4.5m 5本 0.700t	5本 0.432m³	5本 0.432m³	L=5.8m 5本 0.902t	L=5.8m 5本 0.902t	
		奴 里	L形鋼	L形鋼	松丸太	松丸太	L形鋼	L形鋼	
		横梁	6×75×75	6×75×75	φ12cm,L=4.0m	φ12cm,L=4.0m	6×75×75	6×75×75	
			L=4.0m 10本	L=4.0m 10本	7.5本	7.5本	L=4.0m 12.5本	L=4.0m 12.5本	
		数量	0.274t	0.274t	0.432m³ 松丸太	0.432m ³ 松丸太	0.343t	0.343t	
		控木			φ12cm,L=4.0m	φ12cm,L=4.0m			
					5本	5本			
		数量			0.288m ³	0.288m ³			
		控 杭			松丸太 φ12cm,L=1.5m	松丸太 φ12cm,L=1.5m			
	材	111.00			5本	5本			
	料	数量			$0.108 m^3$	0.108m ³			
		Andre Notes				松丸太			
	費	筋違				φ12cm,L=2.9m 10本			
						φ12cm,L=2.6m			
						20本			
		数量				1.166m ³			
		土留板 杉厚板 3.6×20×200cm	100枚		125枚		125枚		
		数量	1.440m ³		1.800m ³		1.800m ³		
		金網 φ4.0網目40m/m		40.0m^2		$50.0 m^2$		$50.0 m^2$	
		シート		$40.0 m^2$		50.0m ²		$50.0 m^2$	
		コンクリート	1.44m³	$1.44 m^3$			1.80m³	$1.80 {\rm m}^3$	
		雑材費			コンクリートを除く材料費の10%以		%以内		
	労 務	とび工(人)	5.3	4.9	5.6	6.1	6.6	6.3	
	費	普通作業員(人)	8.9	8.0	9.9	10.1	10.8	9.8	



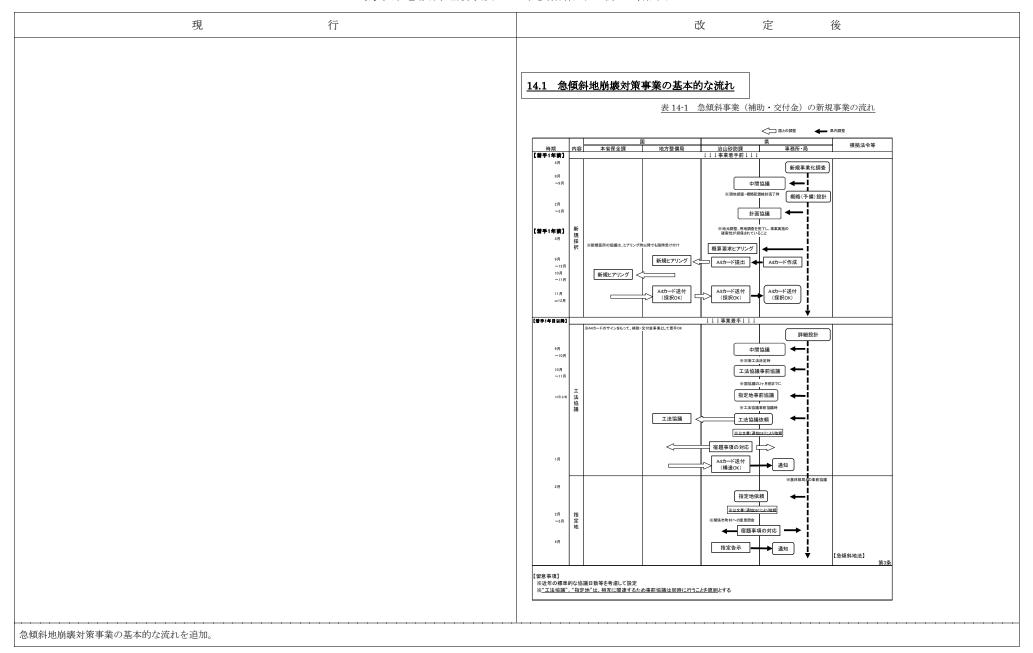






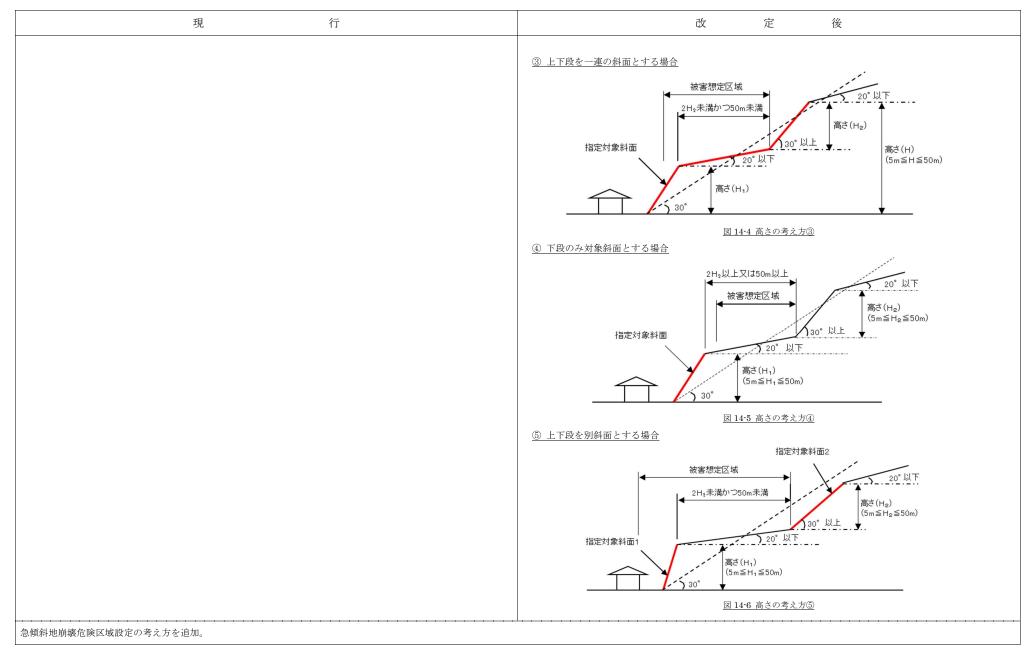
現	行	改定後
		12.6.4 急傾斜地崩壞危険区域標識
		2.0.3
		止に関する法律」第6条、及び施行規則第3条に基づく。
		① 設置する用地が十分に確保できない場合等、止むを得ない場合に限り、アングルを用いて
		施設に標識板を直貼りするなど施行規則第3条「別記様式第2」以外の方法で標識を設置
		してもよい。ただし、標識板には必要事項を示した上で、材質や構造と同等以上の耐久性、
		安全性を確保し、設置例の費用以下とする。
		② 標識板は、区域の地形や住民の生活範囲等を考慮し、複数の標識板を設置してもよい。た
		だし、設置位置については、住民と十分に調整した上で決定するとともに、標識板の維持
		管理も必要であることから必要最小限の設置数とする。
		90cm
		急傾斜地崩壊危険区域
		急傾斜地崩壊
		危険区域の略図
		鳥取県
		20cm ~ 50cm 100cm 150cm 150cm 150cm 100cm 100c
		- 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「
		※急傾斜地崩壊危険区域の略図には、 この標識の位置を明示すること。
		図 12-23 急傾斜地崩壊危険区域標識
斜地崩壊危険区域標識を追加。		





現 行	改 定 後
	14.2 急傾斜地崩壊危険区域設定の考え方
	14.2.1 急傾斜地崩壊危険区域の設定範囲の考え方
	<u>(1) 高さ (H)</u>
	<u>勾配 30 度の線が現況斜面と交差する地点の直高を基本とする。ただし、交差するまでに勾</u>
	配30度以上の現況斜面が勾配20度以下となる地点があれば、その地点の直高とする。なお、
	高さは原則として最大 50m までとする。
	(2) 急傾斜地 (B1)
	のり尻から高さの地点までの幅とする。
	(3) 誘発助長区域 (B2,B3)
	誘発助長区域(斜面下部)については、斜面下端部(のり尻)から高さ相当幅とし、誘発助 長区域(斜面上部)については、斜面上端部から高さ2分の1相当幅として、土地利用状況等
	(4) 被害想定区域 (B4,B5)
	被害想定区域は、被害想定区域(斜面下部)の端部から被害想定区域(斜面上部)の端部ま
	でとする。
	で、被害想定区域(斜面上部)については、斜面上端部から高さ相当幅とする。
	<u>(5)</u> 指定区域
	誘発助長区域を包括する最低限の範囲とし、標柱設置予定地の土地利用状況等を勘案し決
	<u>定する。</u>
	自然傾斜交換点 高さ(H)(最大50m)
	Y
	誘発助長区域 急傾斜地(B1) 誘発助長区域
	H相当幅(B2) H/2相当幅(B3) 总额斜地崩壕危険区域(B)
	And the state of the Table
	T T T T T T T T T T
	被害想定区域(B')
	図 14-1 範囲の考え方
急傾斜地崩壊危険区域設定の考え方を追加。	

現 行	改定後
現	改 定 後 14.2.2 高さの考え方 ① 30 度の繰が交差する場合 20° 以下
急傾斜地崩壊危険区域設定の考え方を追加。	



現	行	改定後
		14.2.3 斜面端部の考え方 斜面の端部は、下端から 30 度の広がりの範囲を考慮した際に、保全人家に影響を与える位置。
		NO.0 NO.1
		被害想定区域 保全人家 被害想定区域 端
		図 14-7 斜面端部の考え方 NO.0 NO.1
		斜 面 一
		被害想定区域 保全人家 被害想定区域
		図 14-8 斜面端部の考え方 (斜面端部が NO.0 となる場合)
傾斜地崩壊危険区域設定の考え方を追加。		

現	改定後
	14.2.4 一連斜面の考え方
	【一連地区の間に渓流がある場合】
	<u>1/25,000</u> の地形図で、1>Bの箇所は渓流とみなし、一連の急傾斜地としない。
	一連の急傾斜地 一連の急傾斜地
	図 14・9 一連斜面の考え方①
	【人家が 50m 以上離れている場合】 人家が 50m 以上離れている場合は人家密集地区とはいわず、別地区と判断する。
	B ₂ B ₃₀ B ₃₀ 30° 30° 30°
	1) B>50m 危険箇所を 2 ヶ所とし、格々B2・B3 とする。
	2) B≦50m B1 (危険箇所を 1 ヶ所とする)
	図 14-10 一連斜面の考え方②
急傾斜地崩壊危険区域設定の考え方を追加。	

現	改定後
	14.3 編入調書作成業務特記仕様書(鳥取県治山砂防課通知 令和5年4月3日付)
	14.0 棚/八侧首门从来约节记上体育(河北东门口地划队体通从 节节0 千年月 5 日刊)
	急傾斜地崩壊危険区域編入調書作成業務
	特記仕様書
	(令和5年4月一部改定)
	(適用範囲) 第1条 本特記仕様書は、急傾斜地崩壊危険区域編入調書作成業務(以下「本業務」という。)に適用する。本特記仕様書に定めのない事項については鳥取県測量業務共通仕様書によるものとする。
	(目的等) 第2条 本業務は、急頼斜地崩壊危険区域の指定地編入調書の作成及び管理に必要な電子化した台帳デー タを整備することを目的とする。
	(業務に使用する資料等) 第3条 本業務に使用する資料として、設計報告書等の必要な資料を発注者から収集する。
	(業務内容) 第4条 業務内容は次のとおりとする。
	(1) 図面作成(平面図、公図集合図、横断図、参考図等) (2) 調書作成
	(急傾斜地崩壊危険区域指定の基準等) 第5条 急傾斜地崩壊危険区域指定の基準等については以下のとおりとする (別紙参照)。
	(1) 傾斜度
	のり尻から自然傾斜交換点を結んだ線が水平となす角度とする。 (2) 高さ
	高さは、勾配30度の線が現況斜面と交差する地点(図-1)の直高を基本とする。ただし、交差
	するまでに勾配30度以上の現況斜面が勾配20度以下となる地点があれば、その地点(図-2)の 直高とする。なお、高さは原則として最大50mまでとする。
	国高とする。なお、高さは原則として取入りUmまでとする。 対策施設の計画範囲などにより、高さ50mを超えて指定する必要がある場合はこの限りではない。
	(3) 急傾斜地
	のり尻から高さの地点までの幅とする (図-3)。 (4) 誘発助長区域
	(4) 誘発助長区域(斜面下部)については、斜面下端部(のり尻)から高さ相当幅とし、誘発助長区域
	(斜面上部) については、斜面上端部から高さ2分の1相当幅として、土地利用状況等を勘案しその
	幅を決定する (図-3)。ただし、上部が尾根を超える場合は、尾根までとする。 (5) 被害想定区域
	(5) 飲香恕足区域 被害想定区域は、被害想定区域(斜面下部)の端部から被害想定区域(斜面上部)の端部までとす
	る (図−3)。
	被害想定区域(斜面下部)については、斜面下端部から高さ2倍相当幅とし、最大50mまで、被 害想定区域(斜面上部)については、斜面上端部から高さ相当幅とする(図-3)。
	音恋史区域(屛山上部)に「パ・い・いは、屛山上端部がり間で担日軸とする(図=37)。

現	行	改 定 後
		(6) 指定区域(急傾斜地崩壊危険区域) 誘発助長区域を包括する最低限の範囲とし、標柱設置予定地の土地利用状況等を勘案し決定する。 (7) 2段斜面 斜面の途中に勾配20度以下の区間が存在する場合は、別紙(7)に従って2段斜面であるかを判別する。 (8) 斜面の起終点 傾斜度30度以上、直高5m以上の斜面がなくなる場合にはその地点を起終点とする。 斜面が連続する場合には、崩壊土砂の広がりを考慮し、斜面下端部を中心として被害想定区域幅を左右に30度ずつ移動させてできる扇形と保全対象が接する位置を斜面の起終点とする。 保全対象がない斜面については指定の対象外とする(図-7,8)。 (9) 指定方法 標柱を用いて指定する。なお、標柱番号は斜面に向かって左側下方から右回りに決定するものとする(図-9)。
		(平面図作成) 第6条 以下の条件により、区域指定範囲を記した平面図を作成する(作成例1参照)。 (1) 設計業務により作成された図面を基に縮尺1:500 又は1:1,000 で作成し、用紙サイズはA1 (横自由)とし、縮尺を記載する。 (2) 図面には、急傾斜地崩壊防止施設計画、指定区域(急傾斜地崩壊危険区域)、被害想定区域、保全家屋、保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、凡例等を明示する。 (3) 着色、凡例については別記による。 (4) 図面の左側を起点として作図する。 (5) 区域決定の根拠等を明記した参考平面図を別途作成する(作成例4参照)。 (6) 指定範囲は、別紙「急傾斜地崩壊危険区域編入調書電子成果仕様書」に従い、Shape (DBF ファイル含む)データを作成する。
		(横断図作成) 第7条 以下の条件により、区域指定範囲を記した横断図を作成する(作成例3参照)。 (1)設計業務により作成された図面を基に縮尺1:100又は1:200で作成し、用紙サイズはA1(横自由)とし、縮尺を記載する。 (2)図面には、急傾斜地崩壊防止施設計画、指定区域(急傾斜地崩壊危険区域)、急傾斜地、誘発助長区域、被害想定区域、保全家屋、傾斜度、高さ、凡例等を明示する。 (3)着色、凡例については別記による。 (4)横断図の視点方向は、起点より終点を見る。 (5)2段斜面の判別を検討した場合は、根拠を明記した参考横断図を作成する(作成例5参照)。 (6)作成間隔は20mとして、必要に応じて適宜追加する。第5条の(8)に記載する起終点についても作成すること。なお、作成する横断図は斜面が最急勾配となる方向の断面で作成する。
		(公図集合図作成) 第8条 以下の条件により、区域指定範囲を記した公図集合図を作成する(作成例2参照)。 (1) 設計業務により作成された図面を基に任意の縮尺で作成し、用紙サイズはA1(横自由)とし、縮 尺を記載する。
編入調書作成業務特記仕様書を追加。		

現	行	改定後
		(2)図面には、急傾斜地崩壊防止施設計画、指定区域(急傾斜地崩壊危険区域)、被害想定区域、保安林、
		砂防指定地、地すべり防止区域、凡例等を明示する。
		(3) 着色、凡例については別記による。
		(調書作成)
		第9条 急傾斜地崩壊危険区域指定申請に必要な資料を以下のとおり作成する。
		(1) 急傾斜地崩壊危険区域編入調書(表紙)(様式1)。
		(2) 位置図(縮尺1:25,000程度)。
		(3) 急傾斜地崩壞危險区城指定箇所総括表(樣式2)。
		(4)急傾斜地崩壞危険区域假况調書(様式3)。
		(5) 土地調書 (区域の表示)、鳥取県告示案 (様式 4 - 1, 4 - 2)。
		(6) 急傾斜地崩壊危険区域編人地籍表 (様式5-1,5-2)。 (7) 台帳調書 (エクセルファイル) (様式6)。
		(8) 急傾斜地崩壊危険区域指定に係る事前協議票(様式7)。
		事前協議については、保安林もしくは保安施設地区の有無等に関して農林部局に確認しておくとと
		もに、必要に応じて国有林、自然公園、河川区域等管理者との協議書も添付する。
		(9) 急傾斜地崩壊危険区域指定編入に係る図面等審査表(様式8)。
		(10) 標柱を設置する全ての地番及び指定区域(急傾斜地崩壊危険区域)に編入する地番の全部事項証明
		書の写しを添付。
		標柱を設置する地番の証明書については、標柱番号を記したインデックスを作成し添付する。
		(11) 写真の撮影位置及び方向を平面図上に明記した写真撮影位置図。 (12) 設計で撮影した写真。
		(12) 政計で確彰した手具。 (斜面の全景、斜面状況、山裾状況、保全対象、標柱設置予定地、その他調査職員の指示するもの。)
		(13) 隣接した既指定区域等(魚原料地崩壊危険な域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区
		城、土砂災害特別警戒区域等)が存在する場合は、官報及び鳥取県公報の写し等。
		(14) 調書を製本する際の順番。
		1) 急斜地崩壊危険区域編入調書(表紙)
		2) 位置図
		3) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所総括表
		4) 急傾斜地崩壞危険区域概況調書
		5) 土地調書(区域の表示) 6) 鳥取県告示案
		7) 急傾斜地崩壊危険区域編入地籍表
		8)台帳調書
		9) 急傾斜地崩壊危険区域指定に係る事前協議票
		10) 急傾斜地崩壊危険区域指定編入に係る図面等審査表
		11) 全部事項証明書の写し
		12)写真撮影位置図 13)写真
		13) 5-具 14) 既指定区域等の官報及び鳥取県公報の写し等
		15) A 3 縮小図面
		16) A 1 図面 (図面目録を添付。参考図等は、通し番号外とすること。)

現 行	改定後
現	改 定 後 後 後 後 後 後 後 後 後
	地すべり防止区域 "
編入調書作成業務特記仕様書を追加。	

